

関西|労|災|職|業|病

関西労働者安全センター

2008. 12.10 発行〈通巻第385号〉 400円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ: <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



特集1／改正石綿新法

- 石綿新法改正施行と未解決の「緊急」課題 2

特集2／アスベスト企業の責任追及

- 退職者が加入した労働組合に「団交権」
石綿被害に初の司法判断 13
- 韓国・釜山 第一E & S、ニチアス、韓国政府を提訴
工場周辺の中皮腫遺族、元従業員と遺族 18
- アスベスト・レポート インドネシア・韓国 24
- ニチアス羽島工場周辺死亡調査を独自実施
肺がんリスク確認、国の調査結果を補強 28
- クボタ旧神前工場被害者救済金 書類提出192名に
半径2キロ超救済が急務 32
- クボタショックから3年
それぞれの「アスベスト禍」、そして未来 — その7 35
- アスベスト報道ダイジェスト 2008年10、11月 38
- デパート労働者に椅子を！組織化と連帯の健康運動 40
- 韓国からのニュース 43
- 2008年末カンパへのご協力をお願い 47

10、11月の新聞記事から／45

表紙／住友ゴム団交拒否裁判勝訴 神戸地裁2008年12月10日
原告ひょうごユニオンの面々（左3人）と弁護団（中島光孝、井上健策弁護士）

'08
11・12

石綿新法改正施行と 未解決の「緊急」課題

関西労働者安全センター事務局

格差と隙間の「石綿健康被害救済法」（石綿新法）が施行されたのが2006年3月27日。

あれから2年8ヶ月が過ぎた12月1日から「改正」石綿新法が施行された。

今回の改正は、救済の隙間を埋める「緊急課題」に限定され、項目は次頁の概要図の通りだ。

しかし「緊急課題」であるにも関わらず積み残した問題ができてしまった。

第一に、石綿新法の対象疾病が肺癌と中皮腫に限定されていて、労災補償では対象となっている「石綿肺（合併症含む）・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚」の3疾患が未だに救済対象とされていない点。

第二に、石綿肺ガンの認定要件が「石綿関連所見偏重・石綿曝露歴軽視」となっているために、救済されるべき事案が不支給、不認定の憂き目にあっている点だ。

以下、これらについて早急に解決を図るべきであることを述べる。

なお、未だ石綿新法と労災補償制度の給付格差は非常に大きい。この点の抜本的改善が必要なことは論を待たない。

対象疾患の拡大を

石綿新法改正の議論において、石綿肺などを新法の対象疾患に入れるべきであるとの主張は、被害者・支援団体から強く出された。

民主党など野党はこれを従来通り主張したが、政府・環境庁・厚労省の強い抵抗でまたしても先送りされた。与党側でも石綿肺を対象疾患に入れるべきではないかという議論が強く出されたものの、環境省らはこれに抵抗し、与党アスベスト対策プロジェクトチームも対象疾患拡大を「今後の検討課題」としてしまった。

5月9日の与党プロジェクトチーム会合において「石綿肺について、石綿救済法に基づく救済給付の対象となっていないことから、救済を求める声があることに留意し、政府において、被害の実態や医学的知見に関する調査について早期に結論を得よう努めるとともに、救済のあり方について検討を進めること。」とされたというのである。政府・環境省に問題先送りのお墨付きを与え

石綿による健康被害の救済に関する法律の改正点

1. 医療費・療養手当の支給対象期間の拡大

《改正法》医療費等の支給対象期間を拡大し、「申請日から」を「療養を開始した日から」とする。

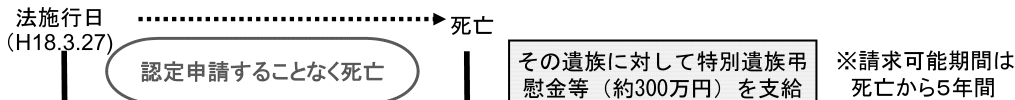


※医療費等が特別遺族弔慰金等(約300万円)に満たない場合は差額を救済給付調整金として支給する。

2. 制度発足後における未申請死亡者の扱い

《改正法》施行日以後において認定申請することなく死亡した者の遺族に対しても救済できるよう措置する。

【現行法】救済なし▷【改正法】特別遺族弔慰金等(約300万円)を支給



※死亡後、解剖等により石綿による疾患と判明した場合などが想定される。

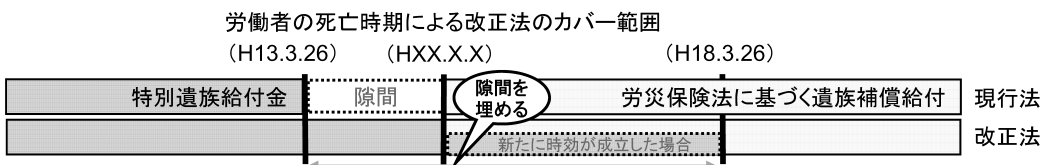
3. 特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長

「平成21年3月27日(施行日から3年)」→「平成24年3月27日(施行日から6年)」まで延長

3年延長

4. 特別遺族給付金の支給対象の拡大

《改正法》支給対象の範囲を拡大する措置を講ずる。



※法施行後5年までに労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した者(H18.3.26までに死亡した者の遺族)も救済対象とする(新たな「隙間」対策)。

5. その他

○事業所の調査等

《改正法》国による石綿を使用していた事業所の調査やその結果の公表等の徹底を図る。

○施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

たとえ責任は重大と言わなければならないだろう。

私たちは改正にむけて国会議員への要請を今年4月下旬に行った。大阪では患者と家族の会や泉南地域の石綿被害と市民の会の方といっしょに与党アスベストプロジェクトチームの福島豊衆議院議員（公明党）を訪ねて、労災時効救済の拡大などとともに、石綿肺を対象疾患に入れるべきであることを強く訴えた。

福島議員は私たちの声に耳を傾けるとともに、自分も石綿肺とみられるスレート工事業者から相談を受けており、やはり石綿肺を対象疾患に入れるべきだと思うという趣旨の話をされたのが印象に残っている。

ところで、石綿新法の対象疾患は石綿新法第2条に「この法律において「指定疾病」とは、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物その他石綿を吸入することにより発生する疾病であつて政令で定めるものをいう。」とされている。中皮腫と肺がんの他は「政令事項」なのだ。

つまり、必要と判断されればさっさと政府は指定疾病について労災保険並みに拡大することができるし、その責任がある。ところが、所管官庁である環境省は「検討中」と言ってサボり続けてきた。

改正石綿新法が成立したあと、ようやく環境省は対象疾患の拡大を含めた検討を行うために「石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会」を再開した。

その第一回会合が10月21日に開催された（議事録は、http://www.env.go.jp/air/asbestos/commi_hhmi/01/gijiroku.html）。

時間の無駄

検討会の冒頭、招集側の原環境省環境保健部長が「今回は2点の検討が眼目である。それは、一つ目は中皮腫・肺がん以外の疾病の取扱、もう一つは、中皮腫と肺がんの判断基準の点検、検証である。」と述べた。

「石綿肺などを対象疾患とするか、するとしたらどのように取り扱うか」「現在の判断基準でいいのかどうか」ということである。

しかし、まずはっきりしていることは、石綿新法が労災補償を受けられない被害者の救済を目的にしている以上、「労災補償制度から排除されている事業主、一人親方といった職業性石綿被害者を救済しなければならないこと」である。このことは石綿新法制定当時からあった問題であるから、一点目はいまさら検討の必要はない。時間の無駄だ。

これまでの政府サイドの「専門家」検討会でも何度も「専門家」から指摘がされてきた事項である（以下の各発言者は今回の検討会の委員でもある）。

たとえば、

2006年1月11日石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会 第3回議事録

○岸本委員 そうですね、私もいま三浦委員がおっしゃったような症例は経験をしたことがあります。一人親方で労災をかけていない、特別加入していない方で、asbestosis（石綿肺）で慢性呼吸不全を合併して亡くなられた人がおられましたが、

労災保険で給付することはできませんでした。これは、新法において、労災保険以外で補償する範疇に入るのではないかと思います。

2006年3月1日第2回 中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会議事録

○岸本委員 一人親方でアスベスト肺に罹患し呼吸困難のため管理4相当の方は、この新法では補償していただけないんですか。以前の検討会のときからちょっとこだわっているんですけれども。というのは、労災補償では労災保険をかけていない事業主の人は補償されないんです。環境ばく露等ではこの病気にはならないというのは私もわかるんです。じん肺法で補償されないのは一人親方、事業主ということになるんですけれども。この扱いだけちょっとはつきりさせていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

2008年10月21日第1回石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会議事録

○三浦委員 可能性としては、やはり一人親方、大工さんとか左官屋さんとか。昔、私の経験では、大工さん、大工の棟梁なんですけれども、自宅の仕事場を閉め切って石綿をガーと切っていたと。家族が「お父さん、こんなところで仕事をしていたら病気になっちゃうよ」と言ったら、お父さんは「ばか言え、こんなほこりを隣近所にばらまいたら、もっと迷惑じゃないか」と。そういう話もあって、実際にはその方

は石綿肺があったんで、一人親方というのは、ありうることだと思いますけれども。

○岸本委員 よろしいですか。一人親方もやはり職業性の石綿曝露を来す人々で、労災の補償の対象にならないことが多いですね。労働者性といわゆる一人親方の期間でじん肺法は、長さで労災かどうかというのを決めることになっています。労災の対象にはならないけれども、一人親方の方は、職業性の石綿曝露を受けた方という、そういう大きなくくりでいけば、ここに戻るのではないかなというふうに思います。

今回の第一回検討会では「環境被害で石綿肺が発生しているか」といったすり替え議論がまたぞろ行われてはいたが、その前にしなければならぬのは中皮腫、肺ガン以外の疾患を含めた疾患を対象疾患に加える事を決めることだ。

これらの議事録からも明らかなように、労災補償制度から排除された職業性被害の発生はすでに明確だからである。

これを見て見ぬふりをするかのごとき検討会議論の出発点そのものがまやかしてあって、「1年以上かけて検討する」必要性はどこにもない。じん肺管理区分「管理2・3」相当+合併症、「管理4」相当を要療養として、すぐに対象疾患とすべきなのである。

当センターへの相談にさえ、石綿肺死亡が2例寄せられている。

さらに、石綿肺を対象疾患に入れない政

石綿肺法のすき間

「事業主」の遺族救済求め提訴

石綿疾病の 公的救済制度	対象疾病		
	中皮腫	肺がん	石綿肺など
労働者	○	○	○
労災保険による給付			
個人事業主・工場 一人親方、周 辺住民など	○	○	×
石綿新法による給付 救済されず			

約40年間、解体工として働き、石綿肺で亡くなった男性の妻(68)＝東京都在住＝が、石綿健康被害救済法(石綿新法)による救済を求めて横浜地裁に提訴した。アスベスト(石綿)が原因なのは明らかなのに、どの救済制度でも対象にならない。現在の法律では訴訟の見通しは険しいが、同じ境遇の人たちに一日も早く救いの手が差し伸べられるように、との願いを込めた訴えだ。

(千葉雄高)

環境省によると、06年3月に施行された石綿新法の是非を問う訴訟は初めて。訴状などによると、男性は1955年から、都内でビルなどの解体作業に従事。04年2月に重度の石綿肺と診断さ

れ、労災申請したが、同年12月に退けられた。その間、症状は悪化し、呼吸が苦しく、酸素吸入器が手放せなくなり、同年11月、肺炎を併発して67歳で亡くなった。妻は06年、施行されたばかりの石綿新法に基づき、独立行政法人・環境再生保全機構(川崎市に特別遺族弔慰金など300万円の支給を申請したが、認められなかった。石綿肺は大量の石綿を吸って、呼吸困難に陥る疾病で、労働者災害補償保険法に基づく労災の対象。だが、男性の場合、79年に会社を設立して一定期間、人を雇っていたために、「労働者」ではなく「事業主」とみなされ認定はされなかった。石綿新法は、より深刻な中皮腫や肺がんに対象

労災不認定 ■ 新法は対象外

が限られ、石綿肺は「労災が整備されている」として対象外となっているため「門前払い」となり、二つの救済法の「すき間」に落ちた形だ。原告となった妻は現在、パートをしながら生活しており、「明らかに石綿の被害者なのに、どこからも救いの手がない」と嘆き、訴訟で同機構に不支給処分の取り消しを求めている。

環境省などによると、全国の石綿肺患者の数は不明だが、相当数いるとされる。建設業界には個人事業主や下請けとして働く一人親方も多い。この場合、特別な手続きをしていない限り、男性のように実際は労働者なのに労災に認定されず、批判が根強い。政府は今月下旬、医師や研究者を交えた会合を開き、石綿肺を対象にするかどうかも含め、新法改正に向けた検討に入る。提訴の支援をした「中皮腫じん肺・アスベストセンター」の斎藤洋太郎さんは「法のすき間」は新法施行前から指摘されていた。患者らは苦しみ続けており、これ以上の放置は、新法の掲げる「迅速な救済」に反すること指摘、訴訟を通じ、全面救済をアピールしていく方針だ。

2008年10月11日 朝日新聞

府・環境省の対応は明かな行政不作為であるとして、不認定とされた遺族が処分の取り消しを求めて提訴せざるを得ない事態にまでなっているのだ。対象疾患の拡大は急務だ。

認定基準に曝露要件を導入せよ

石綿新法の判定基準(認定基準)には、石

綿曝露の有無、程度について組み込まれていない。

中皮腫については、確定診断あるいは死亡診断書で判断する事になっている。

一方、肺がんについては、原則として「I型以上の肺の繊維化」と「胸膜プラーク」の両方の存在を要件としている。また、一定以上の石綿小体、石綿繊維があった場合も認定することとされている。

労災の認定基準は、職業性石綿曝露がある事を前提として、「Ⅰ型以上の肺の繊維化」で認定。原則10年以上の曝露と「胸膜プラー

ク」でも認定（10年未満の曝露は本省協議）、となっている。

表1 肺がんの認定基準

労災補償	石綿新法（労災以外）
(1) 石綿ばく露労働者に発症した原発性肺がんであって、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。 ア じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第Ⅰ型以上である石綿肺の所見が得られていること。 イ 次の(ア)又は(イ)の医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あること。ただし、次の(イ)に掲げる医学的所見が得られたもののうち、肺内の石綿小体又は石綿繊維が一定量以上（乾燥肺重量1g当たり5000本以上の石綿小体若しくは200万本以上（5μm超。2μm超の場合は500万本以上）の石綿繊維又は気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体）認められたものは、石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たなくとも、本要件を満たすものとして取り扱うこと。 (ア) 胸部エックス線検査、胸部CT検査等により、胸膜プラー（胸膜肥厚斑）が認められること。 (イ) 肺内に石綿小体又は石綿繊維が認められること。 (2) 石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たない事案であっても、上記(1)のイの(ア)又は(イ)に掲げる医学的所見が得られているものについては、本省に協議すること。	原発性肺がんであって、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合に、石綿を吸入することにより発症したものと判定するものであること。 肺がんの発症リスクを2倍に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合とは、国際的にも、25本/ml×年程度のばく露があった場合であると認められており、また、これに該当する医学的所見としては、次のア又はイに該当する場合は考えられること。 ア 胸部エックス線検査又は胸部CT検査により、胸膜プラー（肥厚斑）が認められ、かつ、胸部エックス線検査でじん肺法に定める第Ⅰ型以上と同様の肺線維化所見（いわゆる不整形陰影）があつて胸部CT検査においても肺線維化所見が認められること。 イ 肺内石綿小体又は石綿繊維の量が一定量以上（次のいずれか）認められること ・乾燥肺重量1g当たり5,000本以上の石綿小体 ・乾燥肺重量1g当たり200万本以上の石綿繊維（5μm超。2μm超の場合は500万本以上） ・気管支肺胞洗浄液1ml当たり5本以上の石綿小体

つまり、石綿新法では、肺がんについては、曝露を考慮せず、より厳しい石綿関連所見を設定しているわけである。

前述したように「労災補償制度から排除された職業性被害」としての肺がん被害者は石綿新法に救済を求めてくるのであるから、労災認定基準をクリアーする肺がん被害者を石綿新法が排除することになってはいけない。しかし、実際は、不認定者に多くの職業性曝露の明かな、「救済すべき肺がん被害者」が含まれているとみられる。

この問題を解決するためには、認定基準の中に、少なくとも、労災認定基準と同様な曝露要件を導入することが必要だ。前述したように、石綿肺などを対象疾患にするためにも労災認定基準に準じて石綿曝露要件を認定基準に導入する事が必要だ。

今回の第1回検討会の議論でも、石綿肺の診断基準においては「(職業性)石綿曝露が必須である」という点で一致していた。

つまり、石綿新法による「労災補償制度でカバーされない石綿被害の隙間なき救済」を実現するためには、「認定基準に曝露要件を導入し」、「対象疾患を労災補償制度と同等に」しなければならないし、すぐにこれは実現可能である。

石綿「公害」(曝露)地域指定を

同時に行わなければならないのは、クボタ旧神崎工場周辺(尼崎市)、竜田工業周辺(奈良県斑鳩町)、ニチアス王寺工場周辺(奈良県王寺町)、ニチアス羽島工場周辺(岐阜県羽島市)、大阪府泉南地域、東洋周辺(旧

東洋石綿、大阪府河内長野市)などを指定地域として、これら地域居住歴・滞在歴を、新たな認定基準における石綿曝露歴と認めることである。

これらの地域には胸膜プラーク多発がすでに明らかになっているだから、これは当然のことである。

「我が国では胸膜プラークの原因は石綿曝露である」との趣旨が過去の政府検討会報告書でも述べられている。胸膜プラーク多発地域における肺ガン被害者が、認定基準の要求する石綿関連所見が欠如していることをもって救済されていない実態が危惧される。

地域住民の健康管理制度を

労働者向けの健康管理制度として、石綿健康管理手帳がある。

これと同様に、上記の石綿「公害」地域に一定の居住歴・滞在歴のある住民の健康管理制度を導入すべきであることが明らかになってきた。

検討会で配布された「論点メモ(案)」では「3. 胸膜プラーク有所見者の取扱い」とされ、検討会の議論では森永座長が「退職労働者については、プラークの所見のある方については健康管理手帳制度が既に平成8年からあるということです、プラークは石綿を吸った客観的な証拠なので、それは退職された労働者と同じような扱いにするのが望ましいという考え方です、よろしいでしょう」と述べ、これに異論がなかったことからみても、住民等の健康管理手帳制度が

石綿死 労災却下覆す

13年前「不支給」
姫路の男性遺族 救済法で認定

肺がん死の原因はア
スベスト石綿ではな
いとして姫路労働基
礎健康被害救済法に
て救済認定された。こ
れを受け、同労基署が
再調査し、決定を取り
消した。労災と認定
し、遺族補償約390
0万円の支給を決めた
ことが3日分かった。
(26面に関連記事)
石綿被害をめぐる
労災補償の不支給が確
定した後に石綿救済法
で救われた例は初め
で、労基署を管轄する
姫路労働基、環境省
側から「石綿被害の証
拠が見つかった」とし
て救済認定された。こ
れを受け、同労基署が
再調査し、決定を取り
消した。労災と認定
し、遺族補償約390
0万円の支給を決めた
ことが3日分かった。
(26面に関連記事)
石綿被害をめぐる
労災補償の不支給が確
定した後に石綿救済法
で救われた例は初め
で、労基署を管轄する
姫路労働基、環境省
側から「石綿被害の証
拠が見つかった」とし
て救済認定された。こ
れを受け、同労基署が
再調査し、決定を取り
消した。労災と認定
し、遺族補償約390
0万円の支給を決めた
ことが3日分かった。
(26面に関連記事)

死後17年「やっと」

石綿労災認定

「長くない」言いつつ夫は職場へ

「救われぬ石綿による肺がん患者が埋もれて
いる」と話す「ひょうご労働安全衛生センター」
の西山事務局長（左）＝神戸市中央区で



「これに石綿粉じんを吸えば、長くない
だろう。」と言った後、肺がんを発症して
死した兵庫県姫路市の男性当時50歳が、
死後17年を経とうやく労災認定された。環
境省の救済認定を受けて、厚生労働省・労働
基準監督署側が重い腰を上げた。再調査して
不支給決定を取り消すという異例の経過。逆
転の支給通知を受けた妻は「これでやっと
主人が浮かばれます」と話した。(3面参照)
男性は製鉄会社の下
請け会社として約22
年働いた。製鋼の炉を
着を洗濯し終わるく
石綿を振って組み立て
洗濯機の底に大量の石

綿粉じんが流されずに
残っていた。
男性は「自分は肺
で死ぬ」と言いなが
ら休まず働いた。肺
がんになると「これ
は労災だ」と話した
という。
妻はこうした状況を
書類にしたため姫路労
働基準監督署に提出し
たが、95年と労災は不
認定になった。
納得できない気持ち
が込みあげたのは10年
後、石綿報道が盛ん
になった時だった。妻は
「中皮腫のほかに肺が
んが2倍といわれてお
ります」という専門家
の見方を引用し、労基
署に見直しを求めた
が、相手にならなかった。

「解説」
労働基準監督署が労
災認定しなかった肺が
ん死について、環境省側が医学
資料をもとに「石綿との関連あり
」と石綿健康被害救済法による
救済認定をし、結果的に13年
前の労基署の決定を覆した。同
法の認定審査が一種のダブルチ
ェックの役割を果たした例とし
て注目されるが、石綿が舞う職
場で働いて肺がんになった被害
者が、救済の網から漏れてしま
う現状が同時に浮かび上がった。
労基署が労災補償の不支給を
決定すると、労働者側から60日
以内で不服の申し立てがない場
合は通常、再び審査は行われな
い。一方、石綿救済法が06年に

肺がん被害者 救済急務に

現在も、がんの一種の中皮腫
に比べ、肺がんの石綿労災認定
の割合が少ないと指摘される。
このため、同僚の石綿労災の
認定例の有無や、石綿の使用状
況などを重視した認定基準を求
める声が強まっている。
【大島秀利】

ており、問題と支援
団体「ひょうご労働安
全衛生センター」の西
山和宏事務局長は話し
合っている。
「大島秀利、写真も」

2008年10月4日 毎日新聞

創設されるべきである。

さらに、問題となっている尼崎市などの
各地域では、中皮腫の多発が明らかになっ
ていることから、問題地域においては、対象
者はプラーク有所見者に限定するべきでは
ない。

具体的にはまず、現在、環境庁委託調査と
しておこなわれている健康リスク調査を健
康管理制度に移行させる。さらに、石綿新法
認定事案、労災認定事業場リストなどから
の情報をもとに問題地域以外の石綿曝露地
域を推定し、対象地域を順次拡大していけ

石綿肺がん逆転「労災」

新潟の男性
労働局が認定 中皮腫に比べ少なく

アスベスト（石綿）が原因とみられる肺がんの男性に対し、新潟労働基準監督署が認定しなかった労災を、労基署が管轄する新潟労働局が認めていたことが分かった。石綿疾病に詳しい医師の再検査で、石綿暴露の医学的証拠の一つである石綿小体が男性の肺から見つかり、判断が覆った。

代表的な石綿疾病である中皮腫の2倍いるとされる石綿肺がんだが、労災認定者は少ない。今回の逆転認定は、調査を尽くさない労災認定行政への警鐘となりそうだ。労働局が労基署の不支給決定を取り消し、労災認定されたのは新潟市内の元造船技術者72。

局の決定書などによると、男性は84年9月までの23年間、耐熱や断熱用に石綿製品が使われていた造船所内で新造船や修理を担当した。退職後の05年に県立病院で肺がんと診断されたため、同年10月に労災の療養補償給付を労基署に請求した。しかし、労基署の審査では、暴露の医学的な証

拠であり労災認定の要件の胸膜プラーク・石綿小体・石綿繊維のいずれも、CTなどの画像フィルムや肺組織の病理学的所見から見つけることができず、労基署は06年4月に不支給決定をした。男性は、被害者支援団体・新潟県安全衛生センターの協力で、ひらの亀戸ひまわり診療所（東京

都）の名取雄司医師に再検査を依頼。光学顕微鏡を使って調べたところ、男性の乾燥肺から1センチあたり401本の石綿小体を検出。仕事で石綿を扱ったたり石綿工場の近くに住んだりしたことのない一般の人の35〜44本より11倍も高いことが判明した。男性は、労働局への審査請求に名取医師の意見書を出し、逆転につな

げた。国際的な基準では石綿肺がんは、胸膜や腹膜にできるがんである中皮腫の2倍いるとされる。しかし、労災認定をみると、06年度上半期中皮腫は請求者の9割にあたる512人が認定されたのに対し、石綿肺がんは認定は328人で請求者の約6割だ。背景には、被害者にきちんと聞き取りをせず、喫煙が原因の肺がんと区別ができていないことなどが指摘されている。（下地毅）

関西労働者安全センターの片岡明彦・事務局次長の話 肺がんに関して

ばよい。

肺がん認定基準を緩和せよ

石綿新法の認定基準に曝露要件を導入して、石綿肺などや労災補償でカバーできない職業性曝露による肺がんや石綿「公害」地域における肺がんについて認定しやすくするべきであることを先に述べた。

肺がんについては、せめて、労災認定基準なみに改訂するべきであるということである。

しかし、より根本的には「石綿関連所見・計数結果」を重視しすぎる肺がん（労災、石綿新法）認定基準について、「石綿曝露が明らかであって、同様の職場、職種で労災認定事例があったり、同僚に胸膜プラークが見られたり、一定以上の石綿小体・石綿繊維が検出されている場合には、レントゲン・CT写真、組織検査結果が欠如していても認定することができるようにするべきだ。

わかりやすく言えば、石綿曝露歴が明らかならば、それだけで認定できるように認定基準を改定するべきなのである。

表1の肺ガン認定基準に従うと、「救済するべき事案を救済しない」ケースが多く生じてしまうことが明らかであり、その一端が、肺がん認定率の異常な低さになって表れている。2006、

アスベスト 肺がん 労災認定を

造船所勤務
男性の遺族
神戸地裁へ初提訴

アスベスト（石綿）が大量に飛散する造船所で働き、肺がん^{がん}で死亡したのは石綿による労災にあたるとして、神戸市西区の元川崎重工業社員、丸本^{まるもと}佐開^{さひら}さん（当時66歳）の遺族が10日、神戸東労働基準監督署の労災不認定（不支給）の処分取り消しを求め、神戸地裁に提訴した。石綿被害は、中皮腫1人に対し肺がん2人の割合で発症するとされるが、通算の認定数は逆に肺がんが少ない。現在の肺がんの認定基準を問う初の訴訟で、広く患者の救済を目指す。

【大島秀利】

る肺がんとしている。妻津枝美さん（65）は「処分は納得できない。肺がんの救済は、誰かが訴えないと道が開かれないと思った」と涙ながらに語った。

丸本さんは1967年に入社し、神戸工場で94年まで、溶接などにより船体を組み立てた。02年に肺がんを発症し、翌年死亡した。遺族は05年、遺族補償を請求したが、神戸東労働基準署は06年3月、石綿にさらされた医学的な根拠に乏しいなどと不支給を通知。審査、再審査請求も棄却された。

訴状では、神戸工場に同時期に在籍した従業員少なくとも19人が中皮腫や肺がんなどで労災の認定を受けており、石綿粉じんが大量に飛散していたことは明確、と指摘。丸本さんのCT（コンピュータ断層撮影）写真には石綿の吸引を示す病変「胸膜肥厚斑」があり、喫煙歴もないことから、仕事上の石綿によ

2008年10月11日 毎日新聞

2007年度の2年間については以下の通り。

中皮腫についての認定率【認定件数／（認定件数＋不認定件数）】は、

労災保険：88.3%（1500／1699）
 労災時効救済：89.7%（616／687）
 新法救済（死亡）：90.6%（1817／2006）
 新法救済（生存）：74.3%（1152／1551）

これに対して肺がんは、

労災保険：76.6%（1285／1678）
 労災時効救済：49.5%（320／647）
 新法救済（死亡）：24.5%（93／380）
 新法救済（生存）：45.9%（289／629）
 労災時効救済（死亡：死後5年以上経過した場合の救済）の救済率が50%でしかない

こと、新法救済（死亡）のそれは25%でしかないことは、「カルテの保存義務期間が5年、レントゲン写真やCT写真が3年であること」と「表1の認定基準」を見比べれば、当然といえる結果だろう。「救済」制度が本来の目的を果たしていない。

一方、こうした状況が続く中で、審査請求において「同僚の胸膜プラークの存在」、「新たな病理組織標本がみつかった石綿小体を相当数検出（P 10新聞記事参照）」、「詳しい曝露状況の申立と相当数の石綿小体の検出（P 11新聞記事参照）」、「レントゲン、CT画像では胸膜プラークを認めなかったが、手術時に胸膜プラークを肉眼で確認」を根拠とした認定事例が明かとなってきた。

これらは、もともと、職業性石綿曝露に疑いがないにもかかわらず、認定基準が要求する医学所見がないために不支給処分を受けた事案である。

「証拠がみつかったよかったね」では済まされたらたまったものではない。

じゃあ、証拠を出そうにも出せない人はどうすればいいのか！ここが問題なのである。

未だに『石綿小体の検査ができる病院を増やしたり、必要性を病院によびかけよう』

としたり顔で言う「専門家」には呆れるばかりだ。

「今、目の前の救済をどうするのか」

この問いに真剣に答えなければならない。

こうした不支給処分の取消し事案が出てきていることを踏まえれば、労働者の保護、救済の観点からも石綿曝露歴だけで肺がんを労災認定できるよう認定基準を改訂することは極めて時宜にかなった適切な施策といえる。また、石綿「公害」地域における肺がんについても同様の認定基準の改訂が行われるべきだ。

カルテやレントゲン・CT写真の保存期限も大幅に延長されるべきだ。

石綿曝露職場での肺がん死亡が、石綿関連所見が画像上確認できないということだけで不支給処分とされたため、ご遺族がその取消しを求めて行政訴訟に踏み切らざるを得ないケースも出てきた。10月10日神戸地裁に提訴した丸本肺がん訴訟だ。ひょうご労働安全衛生センター、患者と家族の会とともに当センターとしても積極的に支援していくとともに、法廷外でも肺がん認定基準の改正にむけ取り組みを強めていきたい。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、
運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、
問題提起や全国各地・世界各地の状況など、
他では得られない情報を満載しています。

●申し込み：Tel03-3636-3882/Fax:03-3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

退職者が加入した労働組合に 「団交権」 石綿被害に初の司法判断

関西労働者安全センター 中村 猛

神戸地方裁判所(以下、神戸地裁という)第6民事部(裁判長裁判官・橋詰均)は2008年12月10日、ひょうごユニオン(以下、組合という)が兵庫県労働委員会(以下、県労委という)に、住友ゴム工業株式会社(以下、会社という)が団体交渉を拒否しているとして不当労働行為の救済を申し立てた事件で、2007年7月5日に県労委が行った、「組合の申し立てを却下する」という決定を取り消し、会社は組合と「団体交渉を行う義務を負う」という判決を行った。

事件の概要

この事件は、会社でタイヤ製造業に従事していた労働者が、それぞれ40年ほど勤務して退職したが、その中の一人の労働者が2004年、中皮腫によって死亡した。このことに対して、退職した従業員と死亡した従業員の妻が会社に交渉を求めたが、会社が不誠実な対応をしたため組合に加入した。組合は会社に団体交渉を要求したが会社がこれを拒否したため、県労委に不当労働行為の救済を申請した。この救済申請を県労委

が却下したため、組合が却下命令の取消を求めて神戸地裁に行政訴訟を提起したというものである。

従ってこの事件の原告は「ひょうごユニオン」、被告は「兵庫県労働委員会」、補助参加人は「住友ゴム工業株式会社」ということになる。

初の司法判断、 会社は「団体交渉を行う義務を負う」

石綿の被害者が加害企業に対して団体交渉を求めたが拒否され、労働委員会に救済を求めた事例は、奈良県労働委員会、神奈川県労働委員会そして本件の兵庫県労働委員会などがある。

奈良県労働委員会は、ニチアス株式会社や関連企業を退職した従業員、下請け会社の従業員、その遺族を組織している労働組合の団体交渉権を認める救済命令を出し、現在ニチアス(株)が中労委に再審査を申請して審理中である。他の事件はいずれも現在審理中である。

従って、今回の神戸地裁の判断は、この種

の事件における初めての司法判断であり、他の同種事件になにがしかの影響を与えるものと考えられ、注目された。

そしてその初の司法判断は、会社は「団体交渉を行う義務を負う」であった。

争点は「使用者が雇用する労働者」か？

労働組合法は第七条に不当労働行為として「使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない」とし、その二号では「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと」としている。これが団体交渉拒否である。

問題となったのは、組合が「会社が雇用する労働者の代表者」であるかどうかである。

1) 組合の主張

組合は「使用者が雇用する労働者」には、使用者と雇用関係が継続しているときに生じた事項を原因として、現在も雇用関係が継続している労働者(たとえば解雇を争っているようなケース)や、雇用関係が完全に精算されていない労働者(たとえば退職金の精算が残っているようなケース)が含まれると主張した。

石綿関連の疾患は非常に長い潜伏期間があるため、在職中に生命・健康の被害に対する要求ができないのはやむを得ないことである。長い潜伏期間の後、退職後に被害が発生した場合、退職者であるという理由で団体交渉を拒否できるとすれば、極めて不合理である。

組合の団交要求は、組合員が雇用関係が継続している内に発生した石綿曝露を原因

とする健康被害について、会社の安全配慮義務違反ないし災害補償を巡るものであり、組合と会社との間で法律関係および紛争が残っているとした。

2) 県労委と会社の主張

県労委と会社はほぼ同趣旨の主張を行った。

労組法上の団体交渉とは、労働組合と使用者とが労働条件や労使関係のルールについて、労働協約を締結することなどで労働条件の維持改善を図り、もって正常な労使関係を確立するための交渉であると定義した上で、退職者や遺族の要求は、会社での円滑な労使関係を将来に向けて確立するものではないから、労組法上の団体交渉ではないというのである。

更に労組法上の団体交渉とは上記のようなものであるから「使用者が雇用する労働者」とは、現に労働者と使用者の間に労働契約が存在することを原則としつつ、『少なくとも労働契約関係に隣接ないし近接する関係が存在することが必要』であるという、新たな基準を持ち出した。

『労使関係のほころび』、使用者が解決すべきもの

神戸地裁は「『雇用する労働者の代表者』とは、基本的に、使用者との間に現に労働契約関係が存在する労働者をいうと解される」とした上で、「もっとも、労働契約関係が存在した間に発生した事実を原因とする紛争に限り、当該紛争が顕在化した時点で当該労働者が既に退職していたとしても、『使用

者が雇用する労働者』であると解するのが相当である。

なぜなら、労使紛争の原因となる事実が発生したということは、たとえ紛争が顕在化しておらずとも、当該事実発生時点において、客観的には、団体交渉その他の手段により、正常化すべきほころびが発生していたのである。もとより、このような労使関係のほころびは、使用者がその判断によって解決することのできるものである。そうすると、このような労使関係のほころびが、関係労働者の退職前に紛争として顕在化すれば、当該紛争に関し、使用者に団体交渉義務が生じるが、関係労働者の退職と同時に使用者の団体交渉応諾義務も消滅すると理解する考え方は、形式論理により、労組法第7条の適用範囲を不当に狭めることになって相当ではない」とした。

労働契約関係が存在した間に発生した事実を原因とする紛争に限り、その紛争を『労使関係のほころび』と呼び、その『ほころび』は、使用者がその判断によって解決すべきものであるとしたのである。

そして結論として、組合は組合員を代表する労働組合であり、本件団体交渉の要求は組合員と会社との安全配慮義務を巡る紛争、すなわち『労使関係のほころび』に関するものであり、会社は組合と団体交渉を行う義務を負うとし、県労委の命令を違法として取り消した。

県労委と会社の新たな主張

県労委と会社は、奈良県労働委員会の見

解を意識しつつ新たな主張を展開した。奈良県労働委員会の見解によったとしても、組合員たちはニチアスのケースとは違うというのである。

まず、会社は「タイヤメーカーであり石綿を原料とする製品を製造していない等、石綿に曝露する可能性の高い職場環境ではない」と主張した。あたかも石綿を『原料』としていなければ、石綿に曝露する可能性は低いとでも言わんとするものである。

この点について神戸地裁は、「厚生労働省は、平成18年」、「石綿ばく露歴把握のための手引」を作成したところ、手引きにおける「石綿に関する作業」の項目の中に、ゴム・タイヤの製造に関わる作業及びタルク等石綿含有物を使用する作業が含まれている。この手引きでは、タルクには不純物として石綿が混入している場合があるとされている」として採用しなかった。

次に、「組合員らは石綿起因の疾病に罹患しておらず、同人らの主張は単なる危惧に過ぎないから、未だ、労働組合の団体交渉を通じて解決することに正当ないし合理的な期待のある労働契約上の問題があるとはいえない」と主張した。石綿に起因する疾病に罹患していない労働者の『単なる危惧』は団体交渉の対象とはならないというのである。

この点についても神戸地裁は、組合員は「労働契約関係が存在した間に業務により石綿を吸引したことにより健康障害が発生している可能性がある」と主張し、会社に石綿の使用実態を明らかにするとともに、石綿による被害が生じている場合にはその補償を求めているところ、石綿による症状が長

期間経過した後に発生しうるものであることや組合員と同様の業務に従事していた者が悪性中皮腫に罹患して死亡していることからすると、組合員らの心配はもっともあり、本件団交要求は組合員らの在職中に発生した事実起因する紛争、『ほころび』に関してされたものであると判断した。

死亡した労働者の 遺族の団体交渉権は否認

組合員の内、死亡した労働者の遺族である組合員について、当該の死亡した労働者は、自ら組合に加入した事実はなく、組合がそれを代表するものであるとは到底解されない。従って、死亡した労働者の遺族が組合に加入しているとして組合が団体交渉を求め、会社はこれに応じる義務を負わないと判断した。

団体交渉権拡張について

組合員と使用者の間で起こったことは、すべて団体交渉で解決できるし、話し合われるべきである。組合員と使用者の間で起こったことはすべて団体交渉事項である。

世界同時不況が進行している現在、労働組合の役割はますます高まることはあっても、逆はない。

「派遣切り」「内定取り消し」に労働組合の団体交渉権が及ばないとすれば、被害者たちはなにを頼りにすればいいのか？内定を取り消された労働者が労働組合に加入した場合、労働委員会は当該の労働者が『使用者

が雇用する労働者』に該当するかどうか判断し、団体交渉権があるのかどうか、から判断しなければ救済できないとも言えるであろうか？

使用者はなんだかんだの理屈を付けて団体交渉の範囲を狭めようとしている。「義務的団交事項」などという概念自身が腹立たしい。「経営権」に関するものであれ、「人事権」に関するものであれ、おおよそ労働者が企業に雇われ、働いている中で起こったことで、団体交渉に馴染まないものがあるはずがない。特に日本のように、労働者が企業との関係で「契約関係」というよりも、全人格的な「従属関係」にあるような場合は、特にそうである。

ところが本来労働組合の団結権を擁護するために設けられた労働委員会ですら、労働者の団体交渉権を狭く解釈するような傾向がある。労働委員会の「自殺行為」であると言っても過言ではない。私は原処分行政庁である県労委の判断も、労働委員会の「自殺行為」であると言ったことがある。

団体交渉権の範囲は拡張されなければならない。

「後が続く人たちのために……」

他の労働委員会で闘う人たちへの影響を考えると、緊張の中で迎えた初の判決ではあったが、勝利判決であったことを素直に喜ぶたい。

当日は多くのメディアが注視する中で記者会見が行われた。死亡した労働者の遺族である組合員を含め、原告全員が「私たちが

けのためでなく……」、「後が続く人たちのために……」と、語っていたのが印象的な勝利の記者会見であった。

<第三種郵便物認可>

判決を受けて弁護士と会見する正木さん（中央）
＝10日午後、神戸市中央区



アスベスト禍

「被害者まだ多い」

会社と団交、退職者期待

「後が続く人たちのことを考えると、訴訟をあきらめることはできなかった」。在職中のアスベスト（石綿）被害をめぐり退職者の団体交渉を認めなかった兵庫県労働委員会の決定を取り消した10日の神戸地裁の判決。訴えを認められた「住友ゴム工業」の元社員らは、こう喜びを語った。（1面参照）

判決後、会見した同社の元社員、正木紀通さん（68）は「判決を受け、会社と交渉できることになれば、とてもうれしい。潜伏期間の長いアスベストの被害者はまだまだたくさんいる。判決は、そうした被害者たちにとっても朗報」と笑顔を見せた。

正木さんらが所属する労働組合の塚原久雄事務局長は「会社は判決を重く受けとってほしい」としたうえで、「アスベストで健康被害を受けた退職者が加入する労働組合と県労委との係争は奈良県と神奈川県でもあり、今回の判決は大きな影響を与えるだろう」と指摘。原告側の弁護士も「石綿問題をめぐり退職者の団体交渉権を認めた司法判断は初めてではないか」と判決を評価した。

中央大の毛塚勝利教授（労働法）は「労働者の団体交渉を認める労働組合法の条文は従来、かなり柔軟に理解されてきた。退職者に団体交渉を認めた今回の判決も、常識的な判決だ。そもそも、県労委がなぜ退職者の団体交渉を認めなかったのか理解できない」と話している。

2008年12月11日 産経新聞

韓国・釜山

第一E&S、ニチアス、韓国政府を提訴 第一アスベスト旧工場周辺の中皮腫遺族、 同工場元従業員と遺族

1971年、日本アスベスト（現、ニチアス）は、45%出資の合弁会社「第一アスベスト」を、韓国企業「第一化学工業社」とともに釜山直轄市東萊区蓮山洞525に設立した。

ニチアスはここに青石綿紡織ラインを日本から持ち込み、日本から従業員を派遣して生産を指導し、青石綿製品等を生産し、日本向けに輸出していたとみられている。

持ち込まれた青石綿紡織ラインの機械は、竜田工業（現在、ニチアス子会社。当時においても、石綿製品をすべてニチアスに納入する100%下請会社で日本アスベストの支配下にあった。）にあったものであることが確実視されている。

ただし、ニチアスのホームページによると、同時期に日本アスベストは各工場の青石綿製品製造を中止したとあり、釜山に運ばれた機械が竜田工業からだけのもではなかった可能性は否定されていない。

昨年、釜山大学医学部カン・トンムク准教授が第一

アスベスト旧工場周辺の中皮腫疫学調査を行い、97～06年の10年間に半径2キロ以内で中皮腫が10倍多発していたことを明らかにした。さらに、76年から2年間第一アスベストの紡織部門で働き、中皮腫を発症し死亡した元労働者の遺族が損害賠償を求めた訴訟で、2007年12月4日、韓国・大邱地方裁判所は原告勝訴を言い渡した。

その後、第一アスベスト被害者たち、環境運動、労働運動、医師・弁護士の共同の取り組みが前進し、7月には、BANKO（韓国アスベスト禁止ネットワーク）も発足した。

こうした運動の前進を背景として、釜山地方裁判所に、11月13日には周辺住民中皮



2008年2月20日 訪日団ニチアス本社前抗議行動

韓国でも中皮腫多発

ニチアス合併工場跡

耐火材メーカーのニチアス（本社・東京都港区、旧日本アスベスト）が出資して1971年、韓国釜山市に設立した石綿工場の跡地周辺で石綿がんの中皮腫が多発していることが国立釜山大学医学部のカン・トンム准教授（予防職業医学）の調査で分かった。発症率は、他地域の10倍に達している。中皮腫の潜伏期間は30～50年とされており、今後の被害拡大が懸念されている。工場では石綿の中でも毒性が強い青石綿が使われた。工場の設立はニチアスが国内での青石綿の使用をやめた時期とほぼ一致しており、公害輸出だったとの指摘も出ている。

【大島秀利】

カン准教授は23、24の両日、横浜市西区での国際アスベスト会議で発表する。カン准教授は、97～06年の釜山市内の4大病院の記録などをとくに中皮腫発症の記録を調査。

石綿織物工場第一化学工場の92年に操業した釜山市役所近くの跡地の半径2キロ以内では、11人が発症し、100万人当たりの発症率は年間3・07人に達した。工場が近くにない非暴露地域の発症率は10分の1にとどまった。

ニチアスの社史など複数の資料によると、社員を派遣するなどして現地で71年に技術、資本援助して合併会社「第一アスベスト」を設立し、石綿布を生産した。一方、ニチアスの国内4工場はいずれも71年に青石綿の使用を中止した。71年には「特定化学物質等障害予防規則」が施行され、石綿粉じんの排気装置の基準が定められた。

現地の工場に71年に入社したパク・ヨングさん（52）は一緒に働いていた妻（当時38歳）を石綿肺で亡くした。パクさんは毎日新聞の取材に当時、保護のため日本語の雑誌がすぎ間にはめ込まれた中古の石綿紡織機が運び込まれ、日本人技術者も来た。やがて青石綿が使用されるようになり、日本に輸出された」と証言している。

ニチアスは第一アスベスト設立は認めたが、詳しい経緯や周辺での中皮腫多発については「今の段階ではなんとも申し上げる材料がない」と話している。

カン准教授に説明を受けた奈良県立医大の車谷典男教授（産業疫学）の話、工場2キロ以内で発症リスクが遠方に比べ有意に高く、女性の割合も多いことから、近隣暴露を強く疑わせる調査結果といえる。石綿の使用実態を詳しく知りたい。

腫瘍族が、12月10日には元労働者とその遺族が、続けて提訴した。被告は第一アスベストを引き継いでいる第一E&S、韓国政府、そして、第一アスベスト設立と操業と被害発生元凶ともいえるニチアスである。

提訴した元従業員たちの何名かは、今年2月、現在のBANKOの中心活動家とともに来日し、奈良県王寺町（ニチアス王寺工場）、大阪府泉南市（日本の石綿被害の原点）、兵庫県尼崎市（クボタ旧神崎工場）、岐阜県羽島市（ニチアス羽島工場）を来訪し、各地の被害者と交流したあと、東京のニチアス本社を訪れた。

前もって面会を要請していたにもかかわらずニチアスはこれを拒否、来訪当日はガードマンを配置して訪日団をシャットアウトしたため、抗議行動が行われた。不誠実極まりないニチアスの対応に対する怒りが今日のニチアスを被告に含めた提訴につながったのではないだろうか。

今後、当安全センターを含む日本のアスベスト問題に取り組む被害者団体、市民団体、労組、弁護士は、釜山裁判とこれを支援する韓国の仲間と全面的に連帯し協力して闘っていくことになる。

以下に、住民裁判提訴を報じた「民衆の声」サイトにおける報道、元労働者裁判提訴を報じる韓国・聯合ニュース記事、日本国内での報道記事を紹介する。

2007年11月20日
毎日新聞

『沈黙の殺人者』石綿の被害住民たち、国内初の損賠訴訟 遺家族たち「環境性石綿被害、国と会社が責任を取れ」

石綿工場の近所に住んでいて肺癌で亡くなった住民の遺族が、裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した。石綿工場の労働者でない近隣の住民たちが『環境性被害』訴訟を提起したのは国内では今回が初めてで、被害者たちの『同種訴訟』が続くものと見られる。

ウォン某(当時62才)氏とキム某(当時44才)氏など『環境性曝

露』石綿被害者の遺族たちは、13日午前、国と第一化学、日本のニチアス社に対して、1人当たり2億ウォンの損害賠償を請求する訴状を釜山地方裁判所に提出した。

『石綿』神がくれた夢の物質が、 沈黙の殺人者に



2004年と2006年に「悪性中皮腫」で死亡したウォン氏とキム氏は、1963年から27年間釜山市蓮山洞(ヨンサンドン)の石綿紡織工場の第一化



学が運営された当時、近隣に居住していた住民だった。当時キム氏は石綿工場から約900メートルの距離にある寿安洞(スアンドン)に7年間居住し、蓮山洞に4年間住んでいたウォン氏の家は工場から2 Km程離れていた。

原告たちは訴状で「中皮腫で死亡したウォン氏などは石綿関連の仕事をしたことがない」ために、「石綿工場の近所で何年か居住したことが、故人に大変な苦痛をもたらした悪性中皮腫の発病原因だ」と主張した。

また訴状によると「国は工場から出る石綿粉塵に対して何らの措置も取らなかったし、第一化学は石綿に対する防塵・集塵施設を備えなかったうえに、ニチアス社は日本で製造が禁止された青石綿を有毒性を隠したまま韓国に持ち込み、第一化学で生産するようにした」と問題を提起した。

結局、被害者たちが石綿工場の近隣に居

住したという理由で、悔しいことに生命を失ったことについては、国と会社が責任を負わなければならないということである。

釜山環境運動連合と釜山石綿共同対策委員会、全国石綿被害者家族協会・準備会は、訴状提出に先立ち、午前10時からの共同記者会見で、「石綿による悪性中皮腫の死亡者が1万人に達することになるだろう」と話し、「石綿関連の労働者だけでなく、環境性曝露による石綿被害者が幾何級数的に発生するだろう」と警告した。

「一日も早く環境性曝露による石綿被害者を見つけ出す基礎調査を実施し、これらに対する救済法を制定しなければならない」と話した。

また裁判所には「沈黙の殺人者・石綿によって、罪のない国民が死ぬことがないように、環境性曝露に対する被告らの責任を問い、公平な判決を出すように」と要請した。



イ・ソングン釜山環境運動連合事務局長は「神がくれた夢の物質と賞賛された石綿で、世界中で9万人以上が死んでいっている」。「直ちに対策を立てることが急がれる」と話した。パク・ヨンギョ石綿被害者家族協会会長も「石綿による猛烈な被害が私たちの周辺に発生している」として「政府が一日も早く適切な補償対策と、対処案を出さなければならない」と話した。

84年から92年まで

ヨンジン小学校に通った生徒たちを探そう

これらは訴状を提出した後、蓮山洞の第一化学の敷地に移動し、84年から92年までにヨンジン小学校に通った石綿被害者を探す「お知らせ」の横断幕を掲げた。

チョン・ヒョンジョン釜山環境運動連合石綿担当幹事は「石綿被害は個人だけの問題ではなく社会的問題」として「今回の訴訟を通じて、隠れている被害状



況がさらに確認されることを期待する」と話した。

また昨年12月、2年間石綿工場の労働者だったウォン某(当時46才)氏が悪性中皮腫で亡くなり、遺族が第一化学を相手に起こした損害賠償請求訴訟で、裁判所は「1億6千万ウォンを賠償せよ」という一部勝訴判決を出している。

1級発癌物質である石綿は、細くて長い繊維形態を帯びた結晶が集まってできた鉱物で、70～80年代に多く輸入され、建築材料や繊維製品として広く使われてきた。

しかし石綿粉塵に曝露すると、一生身体

に留まったまま、組織と染色体を損傷させて癌を起こすと分かり、アメリカと日本などでは既に70年代の初めから、石綿が1%でも入った建築材料は使用を禁止してきた。その上潜伏期間が30～40年に達し、悪性中皮腫のような病気が発病する時まで、なかなか分からないのが特徴である。

石綿被害は直接工場で石綿を扱う過程で発生する『作業性』被害と、石綿工場から出た粉塵に曝露して受けることになる『環境性』被害に大きく分かれる。

(2008年11月13日 「民衆の声」)

.....

石綿工場勤労者、会社と国家相手集団損害賠償訴訟

パク・チャンス記者 = 釜山の一石綿工場で働いて病気になった勤労者と亡くなった勤労者の遺族が、会社と国家などを相手に集団で損害賠償を請求する訴訟を申し立てた。

1990年代まで釜山市内にあった石綿工場J社の勤労者だった金某さんと病気で亡くなった勤労者の遺族など22人は10日、会社と政府の管理・監督のおろそかにより病気になったり疾病で亡くなったとして、J社、J社の合弁会社である日本のN社と国を相手に総額17億2千900万ウォンを賠償せよという損害賠償請求訴訟を釜山地方裁判所に申し立てた。

金さんなどは「N社から石綿繊維製品の設備と技術を移転されたJ社が、1969年10月から釜山市内で37年間製品を生産しながら防塵設備をまともに取り揃えず、このた

めに勤労者たちが石綿肺と悪性中皮腫、石綿肺癌などの疾患にかかった」と主張した。

また彼らは「国も労働基準法や公害防止法など関連法によって工場に対して改善命令や操業停止命令などを下ねばならないにもかかわらず、何ら措置を取らず勤労者が石綿疾患に曝露するようにした過ちがある」と明らかにした。

原告らは「特にN社は日本政府の告示より青石綿の生産が禁止された事実を隠し、何ら対策なしに関連設備を韓国に輸出することで勤労者たちの発病を放置した責任がある」と付け加えた。

訴訟を申し立てた勤労者たちは、1970年代から1990年代中盤までJ社の勤労者として働いて石綿肺などにかかり苦しんでおり、このうち3人は石綿肺癌などで亡くなった。

これに先立ち、勤労者ではなく、単にJ社

〔第3種郵便物認可〕

石綿被害

韓国で集団提訴

ニチアス相手に元従業員ら

【ソウル西脇真一】

韓国・釜山市の石綿紡績工場の元従業員とその遺族計22人が10日、石綿による健康被害を理由に、工場に出資した耐火材メーカー「ニチアス」(本社・東京

都港区、旧日本アスベスト)や韓国政府などに損害賠償を求め、釜山地裁に提訴した。元従業員が個別に提訴したケースはあるが、集団訴訟は初めて。同工場をめぐる

は、石綿がんに中皮腫で死亡した元住民2人の遺族が11月、ニチアスや韓国政府などを相手に損害賠償請求訴訟を起している。工場はニチアスの前身、日本アスベストが

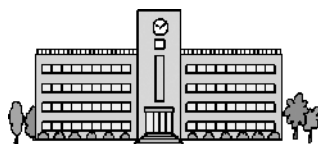
71年、釜山市役所近くに韓国企業と合弁で設立した「第一アスベスト」(現・第一E&S)。集団提訴した22人は、70〜90年代にこの工場に勤務し、石綿吸入で肺が線維化する「石綿

肺症」と診断された元従業員や、肺がんで死亡した元従業員の遺族。遺族らはニチアスについて「規制が強化された後に釜山へ進出し、公害病を輸出した責任がある」などとしている。死亡した従業員の遺族は2億2000万円(約1300万円)、元従業員は病気の程度により1億〜2億の賠償を求めている。

訴訟を支援する釜山環境運動連合の鄭賢貞さんは「多くの被害が発生しているのに苦しみを訴えるすべがない」と、集団訴訟の理由を説明している。鄭さんによると、これまで元従業員4人が個別に提訴しているという。一方、ニチアスの広報チームは「訴状を見ていないのでコメントできない」としている。

近隣に居住し2002年と2006年にそれぞれ悪性中皮種でなくなったウォン(死亡当時62歳)さんと金(死亡当時44歳)さんの遺族は、先月13日にJ社、N社及び国を相手に1人当たり2億ウォンの損害賠償を要求する訴訟を釜山地方裁判所に申し立てた。

(2008年12月10日 釜山=連合ニュース)



2008年12月20日 毎日新聞

アスベスト・レポート インドネシア・韓国

センター事務局 酒井恭輔

インドネシアのアスベスト産業

私が日本の公害輸出について初めて目にしたのは90年代初期にマレーシアにおける三菱化成による放射性廃棄物遺棄の事件だった。当時は日本人もエコノミック・アニマルと蔑まれ、「マレーシア政府の定める環境基準には合致している」と企業側も反省はおろか操業停止もしなかった。経済発展が至上命題である発展途上国にとって、技術と雇用をもたらす先進工業国の企業進出はそれだけで魅力であり、健康被害や安全衛生対策は二の次以下の問題であったためである。

今日、日本でも「企業の社会的責任」が唱えられるようになり、環境保全活動などがその会社の株価にも反映されるという。当然、海外においても植林や学校建築ばかり

ではなく、廃棄物の処理や従業員・工場周辺住民の健康被害が発生しないような取り組みをしていると考えられるのであるが、実はそれほどでもないように思われる。

インドネシアにおけるアスベスト規制と生産活動をみてみよう。インドネシアでは、1985年に「石綿を使用する労働者の労働安全衛生に関する労働大臣令」が施行され、「大気中に浮遊する石綿繊維の粉じんは、人体に有害、とりわけ石綿産業の生産工程に従事する労働者にとって有害である」ということを前文に明記したうえで、青石綿使用の禁止（第2条）使用者の安全衛生義務（第4条）、粉じん測定義務（第5条）が定められている。また、健康診断においては、年に1回のa. エックス線胸部写真、b. 作業歴、c. 喫煙歴、d. 化学検査、e. 肺機能検査を義務付けている。

法規としては整っているように思われるが、実態はどのようなものであったのだろうか。現地のある日系メーカーの責任者によると、廃棄物については、「敷地の外に置いておくと、誰



かが持って帰るんでしょうね、いつの間にか無くなっていますから…」というような管理状況であったほか、監督署の立ち入り検査に対しては、「単に小遣いをせびりに来ているだけ（金品を提供すれば検査もせずに帰る）」という認識であった。アスベスト生産についても同じような状況であったと想像はできるが、実情は分からない。

外資系企業がアスベスト製品の生産を停止しても、現地企業が数多く生産を続けているため、インドネシアを訪問する機会を利用して、規制や安全対策について同国の国立安全衛生センターに尋ねてみた。同センターの責任者によれば、規制については上記の通り存在はするものの、実際に同法令が実施されているとはいえないとのことであった。その理由として第一に、同国の経済事情が大きな理由として挙げられた。安価な消費財としての需要は大きく、安全性よりも経済発展が優先されるという。また、アスベストに起因する中皮腫の例が今までないということで、安全衛生上アスベストが問題になっていないらしい。加えて、インドネシア人の就労スタイルが、比較的短期間で事業所を離れ、別の業種・職種に就くことが多いということも労働者保護に熱心になれない一因になっている。事業所も行政も、離職、あるいは在職中労働者の把握をしていないため、数十年後の罹患についてその因果関係を証明する手立てがないのであろう。

今回の訪問では、従業員300名程度のアス



ベスト工場の内部および周辺の大気調査、工場職員のおよび周辺住民の健康調査に同行させてもらい、同国のアスベスト産業の現状を垣間見ることができたので、併せて報告する。

まず、工場内で気になったものは機械周辺で舞い散る粉じんである。同工場には映像や写真で見えるような韓国製の古い機械が現役で稼働しており、オートバイに乗るときに用いる排ガス避けマスクをした若い従業員が素手でほぐした綿を抱えあげ、紡績機に投げ込んでいた。工場内は冷房もなく、数多くいる従業員も、普段は着用していないため慣れないマスクをときどき外しては大きく息を吸い込んでいる。ほとんどが排ガス避けマスクを着けていたが、ところどころにフィルター付きマスクをして働いている従業員もいて、彼らはさらに辛そうな様子を見せていた。

天井からは安全衛生の標語がぶら下がっており、「癌に罹患する可能性を減らすため職場ではマスクをしましょう」とイラスト

付きで記されている。それでも1時間もいるとマスクのせいで息苦しくなってきた、「このあたりは機械がないし、ちょっとマスクを外して一息つこうか」という気分になってくる。ただ、測定器の針が「普通ではあり得ない数値」を指している上に、防護服に顔全体を覆う防じんマスクを着けて、まるで核開発施設にでも入り込むような格好をしている専門家から、「腕がチクチクしてきませんか？」などと言われると、半そでシャツにジーパンという無防備この上ない私にしてみれば、本当にむき出しの腕がチクチクしてきて、ついでに胸も痛くなってくるような気にもなってくる。

この会社の従業員はあまり安全衛生対策に関心はなく、同国の安全センターの説明通り、長期間働いている者も少ないと思われる。しかし周辺住民は工場のできるまゝからこの界隈に住居を構えており、環境被害のおそれはある。そのため聞き取りを行ってみたのだが、アスベストの健康被害について何か知っている者はおらず、説明をしても、身内や知人で病気になった人がいないため、あまり関心を引かなかった。従業員および周辺住民への健康調査は、喀痰

検査、胸部レントゲン、呼気検査についてそれぞれ100名ずつ行い、12月中に集計が完了することになっている。

終業時刻になって、バイクに乗った従業員が次々と工場の門を出ていく。静かな日中とは異なり、工場周辺、特に入り口周辺は帰宅前の従業員を当てにした屋台でごった返しており、従業員も制服のまま、思い思いの店で食事を取っている。中には日用品や下着などを扱う屋台も出ていて、さらながら門前市を成す、という言葉通りのにぎわいを作っている。小さな町の、それほど大きな規模ではない工場ではあったが、この状況はアスベストの環境曝露を促す要因になっているのではないだろうか。その一方、この工場を一つの核として人やモノの流れが形成されているのであれば、アスベスト規制による工場の操業停止により、この地域にかなりのダメージを与えることになるだろう。「我々の仕事は工場を潰すことではないんだ」と同国の安全センター職員が言っていたが、今すぐ操業を停止しなくても、労働環境を改善し、被害を防ぐような手立てが少しでも可能であれば、今後も協力していきたいと思う。

韓国のアスベスト対策

当機関紙でも何度か取り上げた、韓国釜山市の第一E & Sの労働者、および周辺被害発覚前の2006年9月から、韓国労働省は石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供および使用を2007年1月以降禁止する告示を出

していた。日本から製造機材を持ち込んで操業を始めたのが1971年、そしてアスベスト製品の生産停止が1990年代ははじめであるから、2006年の規制開始は遅きに失するが、現在、被災地において「アスベスト患者と家

族の会」も発足し、また、韓国社会の反アスベストの英雄である地下鉄労組の崔さんの職場復帰も達成されたことに見られるように、韓国では反アスベスト運動の高まりを見せているところである。さらに、先月の新聞報道によると、第一E&S周辺で暮らし、中皮腫に罹患して亡くなった元住民の遺族が第一E&Sおよびニチアスに対し、損害賠償を求めて提訴している。(p 18参照) 本年2月に韓国の被害者および遺族が来日した際、東京のニチアス本社前にて「工場を視察に来た日本の技術者は顔面を覆う本格的なマスクをしていたのに、普段働いている工場内の労働者には風邪のマスクしか配られていなかった」と彼らが主張していたように、アスベストの危険性を知りながら会社が何ら対策を採っていなかったことに原因がある。

市民運動の盛り上がりに合わせて、韓国政府も2007年に入って本格的に石綿管理総合対策に着手する。同政策は労働省だけではなく、環境省、教育省、国防相、建設交通省の5省合同のプロジェクトであり、アスベスト使用の禁止だけではなく、使用状況や被害の把握を省庁横断的に行うことを目的としている。同プロジェクトの基本的な姿勢は、ソウル地下鉄駅構内の石綿検出事件や釜山の石綿工場隣接健康被害に触発され、70年代から80年代に集中してアスベストが輸入・使用されてきたことから今後ますます健康被害の事例が増えるものと予測し、抜本的なアスベスト管理体制を整えることにある。安全衛生面においては、アスベスト関連業務に従事した労働者に対する健

康管理手帳の支給対象拡大や日本の石綿救済法を参考にした補償制度の整備などをうたっているほか、アスベスト関連業務従事者に対する禁煙の促進などの施策も盛り込まれている。

問題は、アスベスト除去のためのインフラ整備が進んでおらず、専門知識を有する行政官の不足以外にも、国内の解体業者2000社中、アスベスト撤去の専門業者が10社程度に過ぎないことや、十分な設備を整えないまま撤去作業が進められているところにある。しかし、地下鉄駅構内のアスベスト除去作業の現場を見せてもらったかぎり、外部と完全に遮断された上に、さらに外壁を設けて作業現場からアスベスト粉じんを外に出さないような工夫をしているなど、健康被害の拡大を防ぐ努力をしているほか、地下鉄構内や、病院などの公的施設においては、空気中のアスベスト粉じんの常時モニターも計画している。また、法整備も進められており、安全衛生法においてもアスベスト撤去・解体前の環境測定義務付けや特定健康診断の実施による症例の早期発見などをうたっている。2011年のアスベスト管理体制の確立を目指し、より実効的な規制強化を期待したい。



ニチアス羽島工場周辺死亡調査を 独自実施 肺がんリスク確認、国の調査結果を補強

10月26日、羽島市内でニチアス羽島工場周辺の死亡調査の結果説明会が地元自治会関係者に対して行われた。

ニチアス羽島工場周辺ではこれまで、ニチアスによる住民健診や国（環境省が羽島市に委託）による健康リスク調査が行われ、職業曝露・間接曝露・家族曝露・立入曝露が確認できない「その他」に分類された人たちに胸膜プラークの有所見者が多数確認されている。

2007年度健康リスク調査の結果をみると、調査に協力した1976年以前に居住歴のあるのは297人。そのうち「その他」161人中103人に関連所見がみられ、そのうち41人に胸膜プラークがあった。

胸膜プラークは石綿曝露に特異的所見であり、ニチアス羽島工場周辺の大気中に石綿が飛散していた証拠である。

今回、熊谷信二氏（大阪府立公衆衛生研究所生活環境部長）は工場周辺10自治会の協力を得て、1992年以降の死亡者を対象とする疫学調査を実施した。その結果、石綿曝露が多かったと推定される、工場を中心とする南東方向の楢円（直

径約520メートル～300メートル）の地域において全国平均と比較した肺がんリスクは男性2.94倍、女性3.52倍を検出。ニチアス羽島工場周辺の石綿汚染が肺がんリスク2倍以上に相当するものであった可能性が示されたことになる。

女性のリスクは統計学的に有意ではなかったとはいえ、健康リスク調査の結果を考慮すれば、因果関係を否定できる状況にはもはやないことは明かといえよう。

肺がんのリスクを2倍にする曝露を目安にしている石綿肺がん認定基準。

今回の結果は、この地域における一定の



資料で説明する熊谷信二氏 2008年10月26日
羽島市今町区公民館

石綿病変

500人超の住民に多発

ニチアス周辺 400人超に疑問も



会見に臨む患者団体の関係者—環境省で4日午後7時33分、上野宏人撮影

耐火材メーカーのニチアス（旧日本アスベスト、本社・東京都）とその子会社の旧石綿工場から500人を超える地点の住民の間で、アスベスト（石綿）を大量に吸ったことを示す病変「胸膜肥厚斑」が多発していることが4日、環境省の調査で分かった。同社は、工場周辺の石綿がんの中皮腫患者らに救済金を支払う規定を設けているが、半径400メートル以内に限定しており、規定の根拠が問われそうだ。【大島秀利、足立有子、上野宏人】

同省は石綿工場がある鳥栖市、横浜市鶴見区、大田区、川崎市、神奈川県の6地域で、07年度に

1814人を対象に胸膜肥厚斑の有無を調査した。調査の結果、肥厚斑が487人（約27%）にみられた。このうち、石綿関連の仕事に就いていた人（計250人）や、家族に石綿関連の仕事に就いていた人（計60人）がいた一方、関連の工場で働いた経験のない「職歴なし」の人が145人（約8%）に上った。ニチアス関連会社に属すると、ニチアス王寺工場（奈良県）と子会社の「竜田工業」（同）、ニチアス羽島工場（岐阜県）の周辺住民で、「職歴なし」とな

「職歴なし」のケースは、工場の石綿が一般大気を通して影響を与え、病変を起した可能性があると考えられる。ニチアスと竜田工業は06年、工場から半径400メートル以内の中皮腫患者に1000万円、3000万円の救済金を支払う制度を設けている。中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会奈良支部の山本直子事務局長は、救済金の範囲を広げ、ニチアスなどが行う健診の範囲も広げるべきだ」と話している。調査の6地域で胸膜肥厚斑487人、環境省の調査では、石綿を使用していた建材メーカーなどの工場があった大阪府泉南など、兵庫県尼崎市、佐賀県鳥栖市、横浜市鶴見区、岐阜県羽島市、奈良県大田区、鳥栖市の6地域で、1814人を対象に問診や胸部エックス線、コン

◆石綿健康リスク調査表◆

地 域	調査人数	所見あり	うち胸膜肥厚斑					不明 ※
			合計	肥厚斑 にのみ 肥厚斑 にのみ 肥厚斑 にのみ	主に入 力あり	主に入 力あり	主に入 力あり	
大阪府 大泉南など	438	309	136	101	11	4	20	
兵庫県 兵庫市 三田市	289	150	80	38	4	6	32	
佐賀県 鳥居市	192	74	32	25	4	0	3	
横浜市 鶴見区	260	165	44	24	0	8	12	
岐阜県 羽島市	297	198	87	28	18	10	41	
奈良県	358	297	88	34	23	4	37	
合計(人)	1814	1193	487	250	60	32	145	

※一般大気から吸入の可能性あり

2008年6月5日 毎日新聞

居住歴のある肺がんについては認定されてしかるべきではないか、という重要な問題提起だ。

今回の死亡調査では、中皮腫死亡は確認されなかった。もともと中皮腫はまれな疾

患であり、偶然、症例が確認できなかった可能性がある。

熊谷氏によると、「調査対象者の中皮腫死亡率が全国平均と同じであれば期待死亡数は男性0.12人、女性0.04人と試算される。

〔第3種使用初認出〕

肺がん死3倍

「周辺白い粉飛んだ」

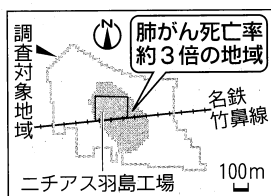
ニチアス羽島工場 住民恐怖、憤り

全国平均3倍の肺がん死。大阪府立公衆衛生研究所の熊谷信二生活環境部長が26日、ニチアス羽島工場に近い岐阜県羽島市の今町区公民館でアスベスト（石綿）と肺がんに関する調査結果を住民に伝えた。専門用語が随所に出てくる約50分間の難解な説明だが、集まった約30人は真剣に耳を傾け、健康不安と、家庭の中まで忍び込んでいた石綿被害への憤りの声をあげた。

「結果に恐怖を感じる」と話した。胸膜肥厚斑と診断されているという河出利明さん（68）は「近所で苦しんで死んでいく人を見送ってきた」と憤った。工場から約250メートル離れたくない所に住んでいる安藤宏一さん（66）は、息苦しさを感じていた妻（66）が90年、左肺の3分の2を摘出する手術を受けた。その後、妻は疲れやすくなってしまうた。「3倍」との結果に「工場から白っぽい粉のようなのものが周りに飛ぶのが見えていた。肺が促していききたい」と述べ、白木義春市長は毎日新聞の取材に「憂慮すべき事態だ。一定の居住歴のある周辺住民に対し（年2回の健康診断を無料受診できるように）健康管理手帳を交付すべきだと、国に要望していききたい」と話した。【鈴木敬子】

救済条件の緩和が急務

【解説】 近隣の住民の間で肺がん死が多発しているという疫学調査の結果は、石綿公害が水面下で深刻な広がりをもっている可能性を強く示すものだ。患者団体は以前から、石綿粉じんによる汚染があったと想定できる地域や職場で、肺がん患者の認定基準を緩和するべきだと要望しており、その声がいっそう強まるとみられる。



肺がんは通常、たばこに起因して発症することが多い。このため、石綿健康被害救済法の救済や労災認定では厳しい基準が設けられ、原則的に石綿特有の病変「胸膜肥厚斑」の確認や、肺から一定量以上の石綿組織の検出が要件になっている。ところが、石綿のうち広く使われている白石綿を吸引しても証拠が残りにくいと指摘されている。また、仮にたばこを吸っていても石綿の影響が加わると相乗作用で肺がんの発症率が急激に高まる。現状では、石綿の影響を受けながら救われないう肺がん患者が、工場周辺や職場で多数いるとみられる。以前から、石綿特有の中皮腫や胸膜肥厚斑の発症が見られる地域、職場は石綿汚染域と指摘されていた。今回の地点はこうした地域にあたる。肺がんの補償、救済について、条件を緩和できないか政府機関による検討が急務だ。【大島秀利】

2008年10月27日 毎日新聞

定、運用しているが、救済金給付にあたって被害者側に秘密保持条項を結ばせていることから、救済金給付を受けた被害者が今回の調査に協力せず、死亡リスクを過小評価させ、中皮腫死亡者を確認できなかったの

ではないかという疑念が排除できないのだ。いずれにしても、今回の熊谷氏の調査結果は、健康リスク調査が示していたニチアス羽島工場周辺への石綿飛散とそれによる健康影響（被害）の発生の因果関係をさらに

補強するものだといえよう。

なお、調査結果などの詳細に関する連絡は次まで。

熊谷信二／大阪府立公衆衛生研究所 生活環

境部 〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-

69 TEL 06-6972-1321 内線 249 メール:

kunagai@iph.pref.osaka.jp

クボタ旧神崎工場被害救済金 書類提出 192名に 半径2キロ超救済が急務

クボタは中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会、尼崎労働者安全衛生センターとの話し合いに基づいて「救済金」制度を2006年4月に救済金支払規定を制定して、旧神崎工場周辺に石綿被害者（中皮腫、肺がん）に対して尼崎労働者安全衛生センターを窓口として救済金の支払いに応じてきた。概要は<http://www.kubota.co.jp/new/2006/s4-17.html>。

2008年11月20日現在、クボタへの書類提出は192人に達した。その内訳が尼崎労働者安全衛生センターによって明らかにされている。

死亡者167人、療養中25人。減少傾向にあるとは言えず、まことに悲惨な公害事件である。

もっとも早い時期の死亡は1978年の男性

で、28歳で死亡されている。

アスベスト問題の重要性を明示し明らかにすると同時に、今後とも救済漏れがないようにするためにも、尼崎クボタ石綿公害事件の実態を全国にアピールしつづけていかなければならない。

当初、原則半径1キロ以内について救済対象としていたが、その後、実態に基づいて実質1.5キロに拡大している。しかし、車谷典男奈良医大教授らの疫学調査によって、2キロ程度までの中皮腫死亡リスクが明らかになり、その結果が海外の医学雑誌に掲載された。

こうした科学的知見に基づいて、現在、尼崎労働者安全衛生センターと患者と家族の会尼崎支部は救済範囲の拡大を粘り強く求めている。

アスベストショック クボタショックから2年

写真と報告でつづるアスベスト被害尼崎集会 2007.6.30～7.1

爆発！ 拡大するアスベスト被害
クボタショックから2年、そして、これから…
格差と隙間のない補償と救済、
アスベストのない社会の実現をめざし、
被害者と支援者の思いが繋がった。

編著 アスベスト被害尼崎集会実行委員会
発行 アットワークス (<http://www.atworx.co.jp/>)
体裁 A5判・200ページ・ソフトカバー
定価 1,470円（本体1,400円＋税）

特集 2 / アスベスト企業の責任追及

クボタ見舞金・弔慰金、救済金 書類提出者 内訳('08.11.20 現在)

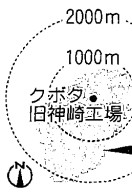
死亡年別		単位: 人 ()内は年齢	
年	死亡者総数	性別	
		男性	女性
1978 (S53)	1	1(28)	
1980 (S55)	1	1(41)	
1981	1	1(73)	
⋮			
1986	1	1(27)	
1987	1		1(26)
1988	1	1(61)	
1989 (S64,H1)	3	2(33,41)	1(41)
1990 (H2)	1	1(37)	
1991	1		1(59)
1992	2	1(73)	1(42)
1993	3	1(58)	2(65,73)
1994	1		1(68)
1995 (H7)	6	1(46)	5(49,54,58,66,70)
1996	5	2(70,80)	3(63,63,69)
1997	8	7(40,45,46,56,66,71,72)	1(80)
1998	4	3(47,50,56)	1(51)
1999	6	3(42,44,45)	3(56,60,67)
2000 (H12)	8	2(47,58)	6(43,51,71,73,83,87)
2001	9	3(54,55,67)	6(41,52,64,64,69,76)
2002	9	4(39,69,72,73)	5(56,73,77,80,88)
2003	6	4(51,53,71,80)	2(55,59)
2004	20	12(53,54,57,60,60,63,63,68,70,71,76,80)	8(48,53,60,69,71,73,77,81)
2005 (H17)	17	12(45,48,49,53,55,55,60,63,68,72,74,75)	5(57,66,77,77,78)
2006	20	11(49,53,54,56,57,63,66,70,73,77,83)	9(58,63,66,67,67,73,74,75,92)
2007	18	8(49,57,60,66,69,74,75,87)	10(53,54,59,62,65,70,74,74,77,86)
2008	14	6(50,55,64,65,81,87)	8(59,60,60,61,64,72,73,80)
合計	167	88	79

死亡年齢別		単位: 人	
年齢	死亡者総数	性別	
		男性	女性
～39	6	5	1
40～49	22	16	6
50～59	39	22	17
60～69	43	19	24
70～	57	26	31
合計	167	88	79

現在療養中		単位: 人 ()内は年齢	
性別	人数	年齢	
男性	13	(49,55,56,57,60,61,62,67,68,68,76,81,82)	
女性	12	(52,55,55,56,58,59,70,71,73,76,78,82)	
合計	25		

※下線は未払い23人(支払決定169人、うち現在療養中18人) 労災認定(時効救済含む)4名は総数より除外

問い合わせ先 尼崎労働者安全衛生センター
TEL・FAX 06(4950)6653



気象状況などから推定された中皮腫死亡のリスクがある範囲

論文は米胸部疾患学会誌(AJRCM)オンライン版に掲載された。

奈良医大「南南西」被害大きく 教授調査

奈良県立医大の車谷典男教授(産業疫学)らが、アスベスト(石綿)製水道管を作っていたクボタ旧神崎工場(兵庫県尼崎市)周辺の中皮腫による死者や気象状況調査などから、中皮腫死亡リスクがある範囲は工場から最長2・2キロであると割り出した。明らかにリスクがあるのは1・5キロの範囲とされ、クボタもこの範囲を目安に救済金を支給している。今後、住民救済を考える際に影響を与える可能性がある研究結果となった。【大島秀利】

石綿・中皮腫

尼崎クボタ旧神崎工場 救済金は1.5キロ

死亡リスク最長2.2キロ

仕事で石綿を扱わず95〜06年末に中皮腫で死亡した人で、同工場で毒性の強い青石綿が使われた57〜75年に1年以上生活歴がある73人を対象に調べた。当時の実際の石綿濃度は計測されていないが、

付近で気象観測がされておき、「北北東の風が卓越」などのデータがあった。これらを基に大気汚染の拡散計算式に当てはめてシミュレーションしたところ、石綿の濃度が相対的に高いエリアが工場か

ら南南西寄りに広がることが分かった。工場付近の相対濃度を500以上などとし、相対濃度ごとに9区分した。相対濃度5〜9・9のエリアでは、居住人口と全国平均の中皮腫死亡率から、女性の死者は1・29人と想定されたが、実際は12人が

死亡しており、9・3倍に達した。偶然では説明できず、統計学的に意味のある高いリスクで、このエリアの南南西の端は工場から最大2・2キロにあたった。また、さらに工場に近い半径300メートルの範囲では、リスクは女性41・4倍、男性13・9倍に達した。中皮腫死者と石綿工場をめぐって疫学調査は海外に複数あるが、気象条件と組み合わせた調査は今回が初めてという。

クボタ広報室の話
論文について承知していないので、コメントは差し控える。

2008年6月23日 毎日新聞

図解 あなたのまわりのアスベスト危険度診断

中皮腫・じん肺・アスベストセンター 編

1260円(税込み) 朝日新聞社

怖がっているだけではもういけない!

…アスベストに詳しい民間団体が「建物のアスベスト」について徹底解説。これさえあれば気になるアスベストの危険性が簡易判断できる初めての本です。自宅・学校・会社…気になるあなたに必携の一冊です。

「クボタショック」から3年 それぞれの「アスベスト禍」、そして未来—— その7

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
古川 和子

終わりにき葬列

患者会において、Yさんにクボタ旧神崎工場からの曝露の可能性があることを説明したが、それ以後Yさんとの連絡はとれなくなってしまった。彼に教えてもらった携帯やパソコンのメールアドレスに連絡を取っても返事は返ってこなかった。

そして患者と家族の会会員の情報で「Yさんという方が兵庫医大で亡くなった」と聞いた。私達に会って間もなく、病状が急変して兵庫医大に入院して治療を行っていたが3月初め頃に逝去されたのだ。彼の急死は片岡さんと私に大きな衝撃を与えた。

中皮腫の患者には時間が無いのか・・・、私達は焦った。

「早くしなければ、患者さんがどんどん亡くなって行く」と緊迫した空気が、クボタショックへの大きな弾みになったと思う。

1月29日深夜、朝日放送のドキュメンタリー番組「終わりにき葬列」が放映された。前年の夏から始まった野崎さん達の取材が完成して放送されたのだ。

当初このタイトルを聞かされて私は愕然とした。闘病している方達にとっては余りにも過酷なタイトルだったから。後に、闘病

している家族から痛烈な批判を頂いたこともある。なぜこの様な題名をつけたのか野崎さんに尋ねると「会社の中でも議論がなされたが、中皮腫という病気の厳しさを考えると、その事実を伝えなければいけない」と考えたそうだ。

テレビ画面で、立谷勇さん・土井雅子さん・前田恵子さん、今は全て故人になってしまった方々の顔が登場した。そしてこの番組をみて様々な反響が起こったのだ。

テレビ放送後間もなく「近所の方も中皮腫になっています」と前田恵子さんから連絡が入った。その方は早川義一さんといってコンビニ店を経営している50歳代の男性だ。早川さんの友人がテレビを見ていて「お前の近所の人も同じ病気になっている」と彼に電話をかけてきたというのだ。

中皮腫の患者が4名になった瞬間だった。

「クボタが原因だと思っていた」

早川さんと初めてあったのは、前田恵子さんの経営するガソリンスタンドの2階事務所だった。早川夫妻は発病当時の模様を話してくれた。

「手術をして、その後放射線治療を受ける

ために9か月入院していた」ことや「同じ部屋の患者が『クボタで働いていた人が同じ病気になって労災になった』と教えてくれた」、更には「知り合いの社会保険労務士に労災申請をしてくれ、と頼むと『早川さんは石綿関連の仕事ではないので労災にはなりません』といわれた」、「自分の病気はクボタが原因だと思っていた」と驚くような言葉が彼の口について出てきた。

早川さんは発病時の家業は酒屋だったが、術後の体力では維持不可能なので酒屋を辞めてコンビニ店経営に踏み切ったのだ。

「満足に仕事が出来ない自分の体を見ると、このままでは家族の重荷になるだけだと苦しんだ日々があった。自宅の二階窓から真正面にクボタが見える。その度に悔しさが込み上げて来ていた」と涙ながらに語る彼の横には、いつも笑顔で支えてきた妻がいた。

ここにもまた、孤独に苦しんできた患者と家族がいたのだ。

そして、高校時代に一緒にクボタでアルバイトをした事があるという同級生の話も聞く事が出来た。後になって解ったけれども、この頃は多くの高校生がクボタにアルバイトに行っていたのだ。

2月19日・20日と、「エルおおさか」で「じ



苦しかった手術の状況を語る早川さん（右から2人目）

ん肺プロジェクト」が行われた。

その会議の中で私は「H県A市で起きている環境被害」という議題でこの問題を報告した。しかし、なぜか参加者の多くは反応が無かった。皆さん「まさか」と思ったのか。その様な中で「当時どの様な作業内容だったのか、クボタに聞いてみよう」と皆の考えが一致した。例の喫茶店で打ち合わせを行った。前田・早川・飯田・片岡・古川の5名が集った。「クボタに言いましょう」と強く主張した前田さん。

すぐさま同意した早川さん。一番懸念された事は、お二人とも商売をしているのでその影響だった。万が一、クボタにこの話を伝えた時にいわゆる「嫌がらせ」等ないだろうかと心配した。しかし前田さんは「うちはクボタと取引が無いから大丈夫」と即座に答えた。しかし不特定多数の客が訪れるコンビニ店の早川さんはとても大きな決断が必要だったと思うが、前田さんの心意気に後

押しされるように決意表明した。この直後、土井さん宅を訪問してこの話を伝えた。土井さんもまた決意を固めた。

患者3名がクボタと会うためには、まず飯田さんからクボタに話をして貰う事にした。

クボタ面談へ

「勇気を持ってクボタに聞こう」と決意したけれど、なかなか面談までは進展しなかった。その様な中で、飯田さんは同じ市議会にいた米田元議員に相談していた。そして片岡さんと私は患者さんとの突然の別れを経験しているので「患者3名の決意と体調が変わらぬうちに」と焦った。3月28日、飯田さん片岡さんの2人が面談実現へ向けて話し合いを行った。

そしてその後からクボタへの動きが始まったように思うが、この頃から私は実家の父親が体調を崩して広島帰省が多くなった。クボタへの申し入れが気になりながらも、入院中の父親の付き添いに専念する日が続いた。

4月11日、大阪に帰ってきた私が最初に会いに行ったのはK子さんという女性患者だった。Kさんは中皮腫で片肺全摘手術を受けていて、予後が芳しくなかった。「病気になった原因が知りたい」という相談だった。

Kさんの病室を訪れて、彼女の生い立ちから発病までを聞いた。しかしアスベスト曝露の原因は見あたらなかった。片岡さんも一緒に再度聞き取りに行ったが依然と

して不明だった。そして間もなくKさんは他界した。

「なぜこのような病気になったのか原因が知りたいのです。長年、夫の両親と白衣の縫製仕事をしてきました。工場には乳飲み子を連れて行きました。白衣には糊が付いていて裁断の時には埃が舞っていましたが、それが原因ならば子供たちにも危険があります」と苦しい息の下で訴えたK子さん。

Kさんの発病原因が見当たらないなか、4月22日に大阪成人病センターに出向き主治医の東山呼吸器外科部長と面談した。「中皮腫になるという事はクロです」との発言。

つまり「中皮腫を発症するという事は必ずアスベスト曝露があります」という東山医師のアドバイスだった。この言葉に「必ず何処かにアスベスト曝露があるのだ」と私は勇気づけられた。

帰路に着いたとき、Kさんのご主人の口から「昔尼崎に住んでいました」という言葉が出た。え？なに？・・・私は一瞬わが耳を疑った。S30年代に尼崎市内に居住して、クボタの近くの小さな工場に事務員で通っていたそうだった。しかし工場所在地は未確認だ。

そしてちょうどこの頃、職場での曝露が確認できなくて労災申請することなく他界していたNさんの居住歴が判明した。

Nさんはその当時、身内の家に同居して大阪市内の十三にある職場まで通勤していたのだ。その身内の家のあった場所はクボタ旧神崎工場の至近距離だった。

被害者が5名になった。（続く）

アスベスト報道ダイジェスト 2008年10月

10/3 三菱自動車水島製作所は、悪性中皮腫で労災認定を受けた男性社員が同日、死亡したと発表。男性社員は1972年入社。主に設備工作部門で作業、昨年8月に発症、今年2月に労災認定を受け、入院していた。73-90年ごろ、溶接作業などで使われた防火シートに石綿が含まれていたという。他に08の2人が労災認定を受けている。

肺がん死の原因は石綿ではないとして姫路労働基準監督署から13年前に労災補償の不支給を決定された兵庫県姫路市の男性の遺族が、保存された乾燥肺1グラム当たり2万9900本の石綿小体が検出され環境省側から石綿健康被害救済法で救済認定された。これを受け同労基署が再調査し、決定を取り消したうえで労災と認定し、遺族補償の支給を決めた。石綿被害を巡り、労災補償の不支給が確定した後に石綿救済法で救われた例は初めて。

10/10 平成17年12月石綿を含んだ断熱材が使われていたビルの解体工事を無許可で行ったとして、警視庁麻布署が東京都環境確保条例違反容疑で、竹中工務店と当時の東京本店長を書類送検していたことが分かった。

横浜市鶴見区の「エーアンドエーマテリアル」(旧朝日石綿)は「住民健康診断の結果、胸膜肥厚斑が44人になった」と発表した。今年3月末より6人増加した。同社は06年春から無料の住民検診を続け、9月末の集計で、住民155人が受診し、計44人がブランクとわかった。3月末以降では受診9人のうち6人を占めた。

造船所で働き、肺がんで死亡したのは石綿による労災にあたるとして、神戸市西区の元川崎重工業社員、丸本佐開さんの遺族が神戸東労働基準監督署の労災不認定の処分取り消しを求め神戸地裁に提訴した。現在の肺がんの認定基準を問う初の訴訟で、広く患者の救済を目指す。

10/16 和歌山県廃棄物対策課は、橋本市の産業廃棄物中間処理業者がアスベストを含む路盤材を販売した可能性があり、回収したと発表した。スレート片を破碎した路盤材で、アスベストが1.1%含まれていた。業者は約9トン进行回収。

10/21 環境省は、アスベストによる被害の救済対象に、労災以外の石綿肺患者を追加する方向で検討を始める。石綿肺は労災保険の適用対象だが、労災以外の被害者を救済する「石綿健康被害救済法」の指定疾患ではない。10年度末までの同法改正を目指す。21日に同省の専門家による初会合が開かれ、石綿肺を同法の指定疾病に加える検討に入る。認定基準や医療費の支給など救済措置についても議論する。あわせて、良性石綿胸水やびまん性胸膜肥厚などの石綿特有の病気についても救済対象とすべきか検討する。

10/24 横浜市鶴見区のアスベスト病変問題で、市は第3回「健康リスク調査」を11月4日～12月8日に行う。

10/26 大阪府立公衆衛生研究所の熊谷信二生活環境部長が、ニチアス羽島工場に近い岐阜県羽島市の今町区公民館でアスベストと肺がんに関する調査結果を住民に伝えた。肺がん死が全国平均に比べて約3倍多発しているという結果。

10/27 四国電力西条火力発電所の元従業員2人が、アスベスト健康被害に対する損害賠償を四電側に求めた訴訟の第1回口頭弁論が高松地裁であった。四電側は答弁書で、原告の訴えを退けるよう求めた。次回は来年2月2日の予定。

10/31 厚生労働省は、07年度に発がん性のあるアスベスト被害で労災認定などを受けた従業員がいた全国883事業場の名称を公表した。06年度以前は認定者が確認されていない事業場が8割。対象事業場で労災などの認定を受けたのは1033人。労災認定が938人(死者281人)、死亡後労災時効を過ぎた石綿健康被害救済法の対象が95人。肺がんが207人、中皮腫が522人、石綿肺が4人。事業場の業種別内訳は、建設業が451カ所と半数以上、製造業の332カ所と合わせると9割近く。製造業の中では造船関連が75カ所と最多で、次いで機械器具製造の42カ所、窯業・土石製品製造の37カ所など。厚労省は来年以降も当面、毎年秋に公表する方針だ。

岐阜県羽島市のニチアス羽島工場では昨年度、新たに肺がんが4人が労災認定を受け、うち1人が死亡した。これで元従業員らの労災認定は肺がん22人、中皮腫16人となり、うち25人が死亡。ほかにも石綿が原因の可能性のある疾患に苦しみながら、労災認定基準が厳しいため認定を受けられない元従業員が多数いる。

中皮腫の死亡に関し、横浜市は03～07年の市内の死者数を149人と算定し、健康被害の実態調査を始めた。市は9月、総務相から「人口動態調査」の使用が認可された後、死亡者資料から中皮腫死亡者をリストアップした。今後は調査員が遺族を確認し、生前の石綿暴露について聞き取り調査を行う。石綿を扱った職場勤務による暴露か、石綿使用工場の周辺に住んでいた環境暴露かを調べる。また、医療機関のカルテも調べる。石綿被害による死亡と確認された場合、遺族に労災や「石綿健康被害救済法」の特別遺族弔慰金の申請をはかる。

石綿セメント管を製造していた「リゾートソリューション」の元従業員2人が石綿の被害で死亡した問題で、熊谷市の男性など遺族4人が、同社を相手取って慰謝料など約4900万円の損害賠償を求める訴訟をさいたま地裁に起こした。訴状によると、男性の父親は、同社で約25年間働いて75年に65歳で石綿肺で死亡した。男性は、父親が持ち帰った作業着やマスクに付着した石綿を吸引して2次被害を受けたとも主張している。原告の残りの3人は補償の増額を求めている。

アスベスト報道ダイジェスト 2008年11月

- 11/7 クボタは旧神崎工場周辺に居住歴がある中皮腫患者9人に対し、今年4～9月末に救済金を支払い、対象者は通算で161人（中皮腫159人、肺がん2人）に達したと発表。元従業員の石綿疾患発症者も同期間に2人増え、162人。住民の請求者は185人で、24人は検討中。元従業員の疾病別数は中皮腫69人（うち死者68人）、肺がん51人（同42人）、その他42人（同30人）。4～9月末に石綿関連で6億8000万円を支出した。
- 11/8 石綿による健康被害で、労災認定を受けた旧国鉄職員が191人に上り、うち少なくとも124人が死亡していることが鉄道・運輸機構の調査で分かった。厚生労働省の公表資料で、労災認定などを受けた勤務経験者が最も多かった三菱重工業の169人、103人死亡の被害を上回った。今年9月5日現在、労災認定を受けた元職員は、中皮腫が96人、肺がん52人など。職場別では、多い順に苗穂工場（北海道）26人▽浜松工場13人▽長野工場12人など。神戸市の鷹取工場・機関区は8人。
- 11/11 石綿と肺の病気との関係を調べる新手法を群馬大と日本原子力研究開発機構が開発し、群馬大の土橋邦生教授らが発表した。体の負担が大幅に軽減できる。内視鏡を使って採取した約0.005グラムの肺組織に水素イオンビームを照射、1000分の1ミリサイズというごく微量のケイ素やマグネシウムなどアスベストの主成分を映し出す。採取した組織の形状を維持でき、長期観察すれば、各成分が周辺組織にどのような影響を与えるかも把握できる。
- 11/17 環境省の公害健康被害補償不服審査会は、中皮腫で死亡した大阪府寝屋川市の女性の夫が、石綿健康被害救済法に基づく特別遺族弔慰金などの支給を求めている不服審査請求を認め、認定給付業務をしている環境再生保全機構の不認定処分を取り消す判決を出した。女性は神戸市内でニチアス製の耐熱・保温用素材を扱う工場で働き、00年9月に死亡、夫が06年9月、弔慰金などを申請したが、機構は「中皮腫ではない」と不認定に。夫は昨年8月、審査会に審査請求した。審査会は死亡診断書を書いた医師が「中皮腫が強く疑われたが、当時は石綿を吸引していたと知らなかった。その情報があれば確定診断できた」と答えたことを受け、認定を適当とした。
- 11/18 韓国・釜山市の石綿紡績工場「第一アスベスト」近くで暮らし、中皮腫で死亡した元住民2人の遺族が、工場に出資した「ニチアス」などを相手取り、1人当たり2億ウォン（約1400万円）の損害賠償を求め釜山地裁に提訴していた。韓国でアスベスト工場の周辺住民が賠償請求訴訟を起こしたのは初めて。遺族は今年13日、ニチアスと第一E&Sに加え、「工場の改善措置を怠った」として韓国政府にも賠償を求めた。
- 11/19 大阪府南部・泉南地域の工場元従業員や周辺住民が国の対策が不十分だったため石綿肺などになったと訴えている国家賠償請求訴訟の第15回口頭弁論が、大阪地裁であった。この問題に関しては同地域での石綿肺の多発と早期対策の必要性を1940年に報告した保険院の調査があり、国側証人の岸本卓巳・岡山労災病院副院長が、報告の結論に沿って対策がされていれば多くの被害が防げた可能性があることを原告側の反対尋問で認めた。調査は、保険院健康保険相談所大阪支所長の助川浩医師らが1937-40年に実施した「アスベスト工場に於ける石綿肺の発生状況に関する調査研究」。
- 11/20 愛知県蒲郡市の山中で、綿状のアスベストを含んだ吹き付け剤入りの土嚢袋67個が不法投棄されているのが見つかった。蒲郡署は廃棄物処理法違反の疑いで調べている。健康被害の報告はないという。
- 11/21 国が建設現場での石綿対策を怠ったため、中皮腫や肺がんなどの健康被害を受けたとして、神奈川県内の建設労働者とその遺族約40人が国と建材メーカー46社に対し、計約15億4000万円の損害賠償を求めた裁判の第一回口頭弁論が横浜地裁で開かれ、原告らが石綿被害の実態を訴えた。建設労働者のアスベスト被害をめくっては、東京、埼玉、千葉の建設労働者とその遺族178人が、5月に計約66億円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴している。
- 11/27 阪神電鉄は、2006年6月に肺がん で亡くなった元社員の男性が石綿の吸引が原因として労災認定を受けた、と発表。阪神電鉄の社員、OBで石綿労災が認められたケースは初めて。男性は1947年に入社し、87年に定年退職するまで電気部電力課電路係に在籍、全線を巡回し、架線の設備や配電線などの保守・監督を担う業務に四十年近く携わった。退職後の06年5月に肺がん と診断され、翌月に死亡。西野田労働基準監督署が今年14日に労災を認定した。
- 11/29 石綿肺を発症し、05年3月に自殺した佐賀県の男性について、国の労働保険審査会が今年8月、病気と自殺の因果関係を認め、佐賀労働基準監督署の決定を覆して労災と認める判決をしたことが分かった。男性は1957年から約25年間、佐賀県内の水道管の製造工場に勤務。04年12月に発病し、入院中の05年3月に自殺した。妻は05年5月に労災補償を請求したが、佐賀労基署は06年3月、石綿肺と自殺の関連を否定し不支給決定をした。佐賀県労働者災害補償保険審査官への審査請求も棄却されたが、妻は国の審査会に再審査を請求。審査会は自殺について、「症状の悪化で極度の苦痛を伴い、悲観的になったことが推測できる」と判断。今年8月、労基署の決定を取り消した。

【発信／韓国】

デパート労働者に椅子を！組織化と連帯の健康権運動

キム・シンボム

(労働環境健康研究所・労働安全保健教育センター教育室長)

2006年、サービス女性労働者の健康権保護に関する議題の開発を始めて2年目、そして今年の7月22日に「立って働く労働者に椅子を」キャンペーン団がスタートして2ヶ月目。馬山の大字百貨店とサチョン休憩所に椅子が置かれた。椅子が置かれたことを知った『オーマイニュース』の記者がポータルサイトの「タウム」にアップすると、一日だけで500人がコメントを書き込んだ。ほとんどのネット市民たちはこの小さな変化を心から歓迎していた。

既に労働部は事業主の義務であることを積極的に知らせていることを明らかにした。9月26日には、百貨店協議会とチェーンストア協会など、流通サービス分野の事業主団体と懇談会も行った。全国の20いくつかの地域が自らキャンペーン団を組織して活動している。女性団体が積極的に協力しており、その中心に民主労総の地域本部があった。民主労総は組合員の家族と一緒にするための方法も考えている。ネット市民だけでなく一般市民たちの反応も熱い。『危機脱出ナンバーワン』（編注：韓国のテレビ番組）やニュースでキャンペーンをしていることを知ったと言って、すすんで署名に賛同してくれた。財布からカードを取り出してキャンペーンのステッカーを貼り付ける市民も、本当にたくさんいる。あちこちでキャンペーンをやったが、国民キャンペーン団が作った宣伝物は既に品切れになり、新しく製作に入った。活動がうまくいくと

調子にのる。企画会議で出会うサービス連盟のなかまの顔はいつも明るい。多くの関心と激励を寄せてくれたなかまとネット市民、そして市民のみなさんに感謝するばかりだ。キャンペーンは11月までするように計画されている。我々は10月中にはソウルで椅子が置かれるように、最大限の努力をしようと思っている。

2年前、なぜ椅子を置こうと考えたのか

2年前、労働環境健康研究所で、民主労総の労働安全保健委員会の脆弱労働分科がこの活動を提案した。労働安全保健委員会は積極的にこの提案を受け容れた。そして本当に有り難いことに、サービス連盟がこの活動を一緒にしようと言ってくれた。

しかし反対がなかったわけではない。その時の最も多く聞かれた反対の主張がある。一言で要約すればこうである。一日に7人も死亡する国で、椅子を置く活動をするとは一体なにを考えているのか、という主張だった。韓国は世界12位の経済大国というけれど、労働災害による死亡は、他の似たような経済水準の国と比較すると、あまりにも多いのは事実である。このような状況で、椅子を置く運動をしようというのはとんでもなく感じられるやり方でもあった。しかし私たちの考えは違った。まさにそのためにも椅子を置く運動のようなことをしなければならなかった。国民はもちろん労働者も労災死亡という話をすれば、舌打ち

をしながら我が国の安全保健の実態を批判するが、自分と直接関係があることとは考えていないのが一般的である。その理由は『労働者の健康権』に対する韓国社会の責任意識が未だ形成されていないからである。

労働災害は労使間の問題である。しかし、会社が非正規職を量産して保護の条件を弱める限り、労働災害は予防できない。非正規職は正規職より多く死ぬ。女性は下働きでもしていればいいと考える以上、女性の身体と精神は苦しめられるしかない。清掃委託の女性労働者を見なさい。働くということは自分の身体を苦しめることで、自尊心を棄てなければ働くことができないと考える以上、労働者の健康権などは存在することすらできない。零細事業場と移住労働者もそうである。労働災害は個別事業場の問題だけでなく、社会の問題であり、社会的な牽制機能がなければ労働者の健康権は保障されないのである。

今、まさにこの場から始めなければならない健康権運動

不幸なことに韓国社会は1997年に為替危機を経験して、新自由主義が拡大した。非正規職が増加し、社会の両極化が一層深刻になった。職場はますます労働者に危険を強要した。自らの健康を守ることができない労働者集団が増えていったのである。しかしこのように苦しい労働者ほど労働組合を結成できなかったり、組織を作ったとしても力がなく、困難な状況に置かれているのが一般的だった。それらには余力がなく、健康権運動は贅沢に過ぎないと自ら口癖のように話した。自らが運動の主体にならないとは決して考えられなかった。

このような状況で2006年度に、私たちは3つの目的を持って椅子を置く運動を提起した。第1は、製造業の大規模事業場の労働者

の健康権ではなく、非製造業の非主流の労働者の健康権の話をしようというのが目的であった。二番目は、韓国社会が共感できる健康権の問題を発掘し、労働者の健康権の問題に対する社会的な支持と連帯を掘り起こすのが目的であった。三番目に、労働者の健康権は余力があるときに取り組むものではなく、積極的に取り組まなければならない重要な課題であることを労働運動の内部に示すことであった。

力が先ではなく、過程が力を生む

民主労総の労働安全保健委員会とサービス連盟は、先ずサービス女性の健康権問題を扱うことにした。椅子を置く問題はこの時から決定されたということができる。しかし「サービス女性労働者に椅子を」というスローガンで活動することに確定するまでには、1年を超える時間が必要だった。前に述べたような3つの目的を達成するためには、それ相当の準備期間が必要だったからである。

最初の何ヶ月間は外国の労働組合の健康権運動の事例を集めて分析した。椅子を置く運動はイギリスで活発に行われ、アメリカではトイレに自由に行く運動が展開されていることを知った。そのほかにも暴力を根絶するためのキャンペーンなど、多様な運動の事例を知ることができた。最も参考になった事例はイギリスのサービス労組であるUSDAWだった。この労働組合は百貨店やマートだけでなく、精肉店やスーパーマーケットなど街のありふれた各種の商店で働く労働者を組織し、その規模は34万人にもなる大規模産別労組である。

USDAWは商店の快適な温度、筋骨格系疾患、椅子とトイレ、そして飲み水など、日常的で多様な安全保健活動を展開しており、これらを通して労働組合の組織化に成功し

ていると評価していた。労働組合に力があるときに健康権を守ることができるのではなく、健康権を守る過程が組合員に組合の必要性を立証し、組織を強化する過程であったということである。やがてこの事例はサービス連盟の代議員に、椅子を置く活動の必要性を理解させる上で、大きな力になった。

想像するだけでも楽しかった 『わたしの職場に椅子を置く』

その次には我が国の百貨店とマートで働く労働者に直接会いに行った。労働者がどのような問題を抱えているか、労働者が本当に重要だと考えている問題は何かを確認することが必要だった。百貨店の1階で働く化粧品販売の女性労働者と、割引マートのレジー系の多くの労働者と会った。彼女らはあまりにも多くの問題を提起した。立って働くのはむしろ順位ではかなり下位の問題だった。お客と会社から受ける精神的なストレスと、それによる憂鬱症が最も深刻な問題だった。休憩を思うように取れず、休みがキチンと取れないことも優先順位が高い問題だった。筋骨格系の痛みも非常に苦痛だと言った。

そして産業安全保険法で椅子に座って休む権利があることを労働者が知った瞬間、彼女たちはあまりに驚きながら、椅子を置くようになれば大きな変化が起こるだろうという話をしてくれた。自分たちの職場に椅子を置くことができ、座れるようになることを想像することはとても楽しいことだった。外国の運動の経験を見ても、椅子を置くことは労働者に対する尊重を意味し、労働者に対する暴力を予防するのに寄与することが確認されている。サービス労働者と実際に会って、我が国でもまず椅子を置くようにすることによって、究極的には感

情労働の問題にも発展していくという確信を持つようになった。

この時から民主労総とサービス連盟は専門家による諮問団を構成し、我が国でサービス労働者が立って働くことの問題がどれほど深刻であるかを調査した。それが2008年初めのことである。調査結果は6月に整理され、7月に国民キャンペーン団を発足させることになった。

連帯と組織化のための健康権を主張せよ

李明博に反対するロウソクの力は私たちキャンペーン団に自信を植え付けてくれた。わが社会の価値が何なのかを示してくれ、私たちのキャンペーンが行くべき道を示してくれた。国民キャンペーン団は民主労総とサービス連盟が「反労組情緒」を克服するために着ている物を着替えることではなかった。椅子を置く活動が当初から国民キャンペーンとして企画されたのは、顧客に対する運動が必要であったということもあったが、労働者の健康権に対する社会の見方を反省し、社会の責任を早く目覚めさせようとするものでもあった。ロウソクは私たちに希望を見せてくれた。民主労総の地域本部ごとに、忙しい最中であるのに積極的に地域キャンペーン団を組織しているのも、ロウソクの経験が大きく作用しているものと思われる。

私たちは今キャンペーンを通じて民主労総とサービス連盟の名前を誇らしく話す。百貨店と割引マートの労働者と会うときには連絡方法を聞いて、労働組合への加入を勧誘した。彼女たちは民主労総とサービス連盟の名前を身近に感じている。もちろん彼女たちが労働組合に加入する数はいくらにもなっていない。しかしこのような活動が流通サービス分野の労働者を組織する私たちの活動モデルになるという点について

は、どのような異議も提起されていない。現在では労働組合がなぜ必要なのかを示してくれるもっとも強力な道具としての、健康権の運動に目を向けている。

キャンペーンは11月まで行われる予定で、民主労総とサービス連盟、そしてキャンペーンに参加した市民社会団体、キャンペーンを企画し研究をした諮問団と一緒に集まって、ワークショップを行う計画である。当初の目的であった流通サービス女性労働者の感情労働を話すための、第2段階の活動を始めなければならないからである。それだけでなく立って働く女性を媒介として始まった連帯を大切に考え、女性労働者の健康権の保護のための発展的な形態に知恵を絞っているのである。そして民主労総とサービス連盟はこのような健康権の活動と組織強化活動の結節点を見つけ出し、より活性化するための方法を模索する。

誰でも一回ぐらいは考えた「当然なこと」を現実にも！

国民キャンペーン団を構成するために市

民社会団体と初めてあった日、誰でも一回はこのような活動をやってみなければならぬと構想していることを知ることになった。立って働く労働者に椅子を提供することは、それほど当たり前の問題の中の一つに過ぎない。従ってそれがこのように国民キャンペーンによって成果を上げるようになったのにも、驚きはしない。普通の当然なことが当然になったに過ぎないという感じである。

ただ、私たちはこの活動を通して、労働組合を更に強くしようとする目標を実現できる方法を知った。労働者の健康権を社会と分かち合おうという企画が実現するという確信を持つようになった。そして決して急がない呼吸で、周辺の同意を求めながらキッチンキッチンと積み上げていく活動の仕方を大切に考えるようになった。今私たちはもう一度このような活動を企画し、進めようとしている。私たちの周辺にそれに値する問題が散らばっていないか？

(韓国労働社会研究所「労働社会」 2008年10月号 翻訳：中村猛)

韓国からのニュース

■労災死亡者 ますます増加／8月末現在1653人、昨年同期より34人増加、被災者数も6万人を超える

労働部が9日発表した『8月末産業災害発生現況』によると、8月末現在の労働災害被災者数は6万2857人で、昨年同期より5.3%、3178人増加した。しかし災害発生率は0.46%で、昨年より0.01%減った。これは労働者数が増えたためである。

労働災害で死亡した労働者数も増加した。病気で死亡した労働者と、事故に遭って死

亡した労働者を合わせると1653人で、昨年8月より34人増えた。事故に遭って死亡した労働者は、935人だった昨年8月より37人増えた。毎月、死亡者が100人近くも発生していることになる。10万人当たりの死亡者数を意味する死亡万人率も、労働者数の増加で昨年同期より0.06減って1.22を記録した。

製造業労働者では2万3765人が災害に遭い、他の業種に比べて災害者数が多く、輸送・倉庫・通信業がこれに続いた。製造業が

占める比重は37.8%に達した。規模別では5～49人の事業場が46.3%で大部分を占めており、倒れて負傷する転倒災害が19.9%で高かった。

事故性死亡者は建設業が半分に迫った。今年の8月までだけで386人が死亡したが、これは全体の41.3%に達する。やはり5～49人の事業場が34.8%で、事業場規模別には最も比重が高く、落下して死亡した労働者が308人で、32.9%に達した。

業務上疾病者数は6640人で、昨年8月より1344人減った。そのうち製造業が41.5%で、業種別では比重が最も高く、規模別には5～49人(34.8%)、災害類型別には腰痛疾病(49.6%)が、各々高い比重を占めた。2008年10月9日 毎日労働ニュース ハン・ケヒ記者

■ホン・ヒドク議員、労災急増したが労働部監督は『無』

白血病の集団発病で話題の渦中にある三星電子半導体の器興(キフン)工場が、最近3年間で労働災害が急増したのに、労働部が全く監督を行わなかったという指摘がされた。

国会・環境労働委員会所属のホン・ヒドク民主労働党議員は、労働部から提出させた半導体業者の療養給与申込書の処理現況などから、三星電子の器興工場においては、2004年は労災申請と承認が各々1件、2005年は各々7件・6件に過ぎないのに、2006年には急に25件・20件、2007年には31件・25件、2008年8月現在では35件・29件と急増したことが明らかになったとした。

その上、半導体の同種業者の労災状況と比較しても、三星電子器興工場の労災発生率は非常に高かった。労働部の20ヶ所の半導体製造業者の療養給与申込書処理現況によると、今年8月現在、労災申請が62件・承

認51件で、三星電子器興工場がその半分の占めている。

ホン議員は「7日の労働部の国政監査に証人として出席したアン・ジェグン三星電子専務に、このように労災が急増した理由について質問したが、アン専務はほとんどが体育行事によるものだと答えた」として「個人別の療養給与申請者処理の細部内訳を確認した結果、体育行事で発生したケースは全体の半分程度で、残りは事故が起こったり心筋梗塞などの様々な理由があった」と主張した。

しかし三星電子器興工場で労災の発生が急増し、同じ業界の中でも高いにもかかわらず、労働部は三星電子器興工場に対して全く監督を実施していないと主張した。

ホン議員は「労働部は3月に三星電子に対して、化学物質管理実態点検をただけで、労働安全監督を実施しなかった」として「産業安全保健業務担当の勤労監督官執務規定に違反している」とした。

執務規定によると、勤労者数50人以上の事業場で、最近1年間に労働災害が2回以上発生し、災害発生率が前年度の同種業種の平均発生率の2倍以上の事業場に対しては、『事業場監督』を実施するようになっている。三星電子器興工場はこれに該当するのに、労働部は全く事業場監督を実施していないと指摘した。

ホン議員は「三星電子器興工場では、最近3年間だけに労災が急増しているのには理由があるはずなのに、会社側は行事のためという返事しかしない」とし、「労働部は大企業の事業場であると考えずに、監督官執務規定により事業場監督を実施し、なぜ労災が急増したのか、徹底的に真相を糾明しなければならない」と追求した。2008年10月22日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョン記者 (翻訳：中村猛)

10月の新聞記事から

10/6 愛媛県今治市の製油所「太陽石油四国事業所」で06年1月、原油タンクの内部を清掃していた作業員5人が死亡した火災で、愛媛県警今治署と捜査1課は今月中にも、同事業所の工務部長と、下請け、孫請け会社の計3社の責任者を業務上過失致死傷の疑いで書類送検する。引火原因が特定できないケースでの書類送検は異例という。県警は、発注元の刑事責任も追及する。

10/7 07年に自宅で倒れ、くも膜下出血で死亡した保育園運営会社「サクセスアカデミー」の女性社員について、藤沢労働基準監督署は長時間労働による過労死と認定した。女性は07年10月30日未明、自宅で仕事中に倒れ死亡した。

10/9 タクシー運転手がくも膜下出血で死亡したのは会社が高血圧と知りながら過重な労働を強いたのが原因として、遺族が勤務先の「篠栗タクシー」に損害賠償を求めた訴訟で、福岡地裁は同社に計約3600万円を支払うよう命じた。男性は03年6月に自宅でくも膜下出血で倒れ、翌7月に死亡し、労災と認定された。

10/13 広島県江田島市の海上自衛隊第1術科学校の特務部隊「特別警備隊」養成課程で、男性3等海曹が先月、隊員15人を相手にした格闘訓練中、頭を強く打って約2週間後に急性硬膜下血腫で死亡していたことが分かった。3曹は異動が決まっており、海自警務隊は集団暴行だった可能性もあるとみて、関係者から事情を聴いている。

10/14 放射線業務に従事し悪性リンパ腫で死亡した沖縄県うるま市の喜友名正さんの遺族が、淀川労働基準監督署の労災不支給を不服として大阪労働局に申し立てた問題で、同労働局は労災認定が妥当と判断した。放射線業務従事者が悪性リンパ腫で労災認定されるのは初めて。

10/15 神奈川県内のリサイクル工場2カ所で1月と8月に爆発があり、コピー機のトナーの粉じんが原因だったことが分かった。秦野市の「ティースフューチャー東日本リサイクルセンター」工場では1月7日、爆発炎上し、約1100平方Mを全焼、男性3人が重軽傷を負った。横浜市のリサイクル工場では8月28日、トナーカートリッジ粉砕機が爆発し男性1人がやけどを負った。

10/17 昨年5月、東京都済生会中央病院で働いていた看護師が当直明けに意識不明となり、致死性不整脈で死亡したのは過労が原因として、三田労働基準監督署は労災認定した。三田労基署は遺族に「月平均約80時間の残業や不規則な勤務が認められ、総合的に判断した」という。

東近江労働基準監督署はメッキ加工会社「アルテス」と同社滋賀工場長、同次長を労働安全衛生法違反容疑で大津地検に書類送検。6月13日、安全対策を講じないまま、業務請負会社の男性作業員にラインで作業させ、男性は口ボットに押され、温度約500度のメッキ槽に転落し、両足などにやけどをした。アルテスが直接仕事を指示し、同署は「派遣」と認定。実際の雇用主のアルテスに安全措置の義務があるとした。

10/19 横浜港で荷役労働を半世紀続けてきた70歳の男性が、腰痛で労災認定を受けた。『港湾病』と呼ばれる腰痛で過去最高齢の認定。4月に横浜

南労働基準監督署に労災申請、認められた。

10/20 京都市中京区のアパートの解体現場で、とび職が足場から転落、死亡した。近くを通る京福電鉄の架線に、運んでいた鉄製パイプが接触して感電した可能性がある。京福電鉄は同じころ、全線で3分間の停電があった。

10/21 学校給食の調理場で手や指を酷使したため、変形性手指関節症（指曲がり症）になったが、公務災害と認定されなかったとして、伊予市上三谷の市給食調理員、小笠原文子さんが地方公務員災害補償基金県支部長の加戸守行知事を相手取り公務外認定の取り消しを求めた訴訟の判決が松山地裁であった。裁判長は原告の主張を認め、処分を取り消しを命じた。伊予市教委の調べでは同市の給食調理員38人のうち、少なくとも15人が同病だと診断されている。

10/23 国発注のトンネル工事でじん肺になった元作業員らがゼネコンに損害賠償を求めたトンネルじん肺訴訟で、弁護団は22道県の患者約150人が来月27日、新たに札幌、東京など11地裁に提訴すると発表した。弁護団は「作業員の健康を継続的に管理してじん肺を防止し、患者が訴訟なしで補償を受けられる基金の設立を国やゼネコンにあらためて求めていく」としている。東京訴訟の原告患者141人のうち、北海道や福井県など12道県の26人は東京地裁で23日、ゼネコン59社と和解が成立、和解金は総額約3億5000万円。残りの原告も和解する予定。

10/28 鹿児島県曾於市立中学校に勤務していた女性教諭が06年10月に自殺したのは、校長らによるパワハラが原因だとして、両親が県と曾於市に損害賠償を求める訴訟を鹿児島地裁に起こした。中学の音楽教諭だった女性は校長、教頭、市教育長を名指して批判する遺書を残し、06年10月28日に親類宅で自殺した。

J R西日本の男性社員が自殺したのは遅刻を許さない会社の重圧が原因だったとして、両親が、労災申請を退けた京都下労働基準監督署の処分取り消しを国に求めた訴訟の判決が、京都地裁であり、裁判長は「自殺と会社業務に相当な因果関係はない」として棄却した。

10/29 静岡県で04年11月警察署次長だった警視が自殺したのは、職場の人間関係などによるストレスが原因だったとして、地方公務員災害補償基金が警視の死亡を公務災害と認定、遺族補償費などが給付されていたことが分かった。今年4月に公務災害と認定されたことを受け、県警は警視を殉職と認定した。

10/30 出向先のトヨタ自動車での過労やパワハラなどが原因でうつ病になり、休職を余儀なくされたとして、大手自動車部品メーカー「デンソー」の男性社員が、両社を相手に損害賠償を求めた訴訟で、名古屋地裁は請求を一部認め、両社に連帯して約150万円を支払うよう命じた。

くも膜下出血を起こし25歳で死亡した国立循環器病センターの看護師村上優子さんの両親が公務災害認定を求めた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁は1審に続いて訴えを認め、国に遺族補償一時金など約1250万円の支払いを命じた。

11月の新聞記事から

11/4 小児科医の中原利郎さんの過労自殺をめぐる、遺族らが勤務先の病院を運営していた立正佼成会を相手取って損害賠償を求めた民事訴訟の控訴審で、東京高裁が使用者の「安全配慮義務違反」を認めなかったことを不服として、妻のり子さんらが最高裁に「上告受理」の申し立てを行った。

11/5 トンネル建設工事に従事してじん肺になったとして、群馬県渋川市に住む元作業員2人が、準大手ゼネコンの熊谷組や間組など8社を相手取り計6600万円の損害賠償を求めている訴訟は、前橋地裁で被告7社との間で和解が成立、残る1社とは示談が成立した。

上司から恫喝されるパワハラを受けて心的外傷後ストレス障害になったとして、宮城県の派遣社員の女性が、当時の上司2人と派遣先の富国生命保険などに対し、計約870万円の損害賠償を求める訴訟を仙台地裁に起こした。女性は関連会社から宮城県内の富国生命保険の営業所に派遣され、勤務していた上司が代わり、遅刻や連絡ミスなど職場の規律が乱れたことに苦情を言ったところ、昨年9月、2人の上司が「土下座して謝罪しろ」などと暴言を繰り返した。

11/6 運転中の数質原発1号機で10月28日、燃料貯蔵プールの冷却系配管から水が漏れ、作業員2人に放射性物質を含む微量の水がかかるトラブルがあったと発表。すぐに洗い流し、身体への影響はなかった。

11/12 大手運送会社ヤマト運輸の子会社課長だった男性が不整脈による脳梗塞で後遺症を負ったのは、上司の部長から長期間にわたるパワハラが原因として、労災認定を求めた訴訟の控訴審判決で東京高裁は請求を棄却した1審判決を取り消し、労災と認定した。裁判長は「上司は男性を起立させたまま、執拗に2時間以上もしかるなどしており、不整脈は、頻繁に繰り返された異常な叱責によるストレスなどから生じた」と、パワハラとの因果関係を認めた。

11/13 国立循環器病センターの看護師だった村上優子さんがくも膜下出血で死亡したのは過労が原因として、両親が国に対し公務災害認定による遺族補償などを求めた訴訟で、1審大阪地裁に続き大阪高裁でも敗訴した厚生労働省は最高裁への上告を断念した。

女川原発1号機の原子炉建屋の地下1階ポンプ室で発生した火災で、作業員1人が手足や顔にやけどを負った。耐震度強化のため空調機を固定する作業中、溶接の火花が引火した。

11/14 広島県三原市の造船会社、幸陽船渠で今年8月、レール部品の下敷きになった男性作業員が死亡した事故で、三原署は業務上過失致死容疑で、同社生産管理グループの施設管理チーム長ら男性3人を広島地検尾道支部に書類送検した。同社では平成18年5月から2年余りで7件8人が死亡する労災事故が発生している。

11/17 徳島県の阿南労基署は「労災隠し」を行っていたとして、配管工事業「向島工業」代表者と同「木本工業」代表者を、労働安全衛生法違反容疑で書類送検した。向島工業は4月14日に阿南市の製紙工場機械設備建設工事現場で起きた労災事

故について、木本工業は6月21日に同現場で発生した労災事故について、それぞれ同署に報告を怠った疑い。

11/18 JR福知山線脱線事故で、負傷者らが搬送された兵庫医科大学病院で看護師として手当てをした女性が、「惨事に直面して心的外傷後ストレス障害になった」として国に労災認定を求める訴訟を神戸地裁に起こした。女性は18年3月に労災申請をし西宮労働基準監督署が退けた。不服として兵庫労働者災害補償保険審査官に審査請求したが、同審査官は今年7月、再び請求を退けた。JR脱線事故をめぐる医療関係者が労災認定を求めて裁判で争うのは初めて。

派遣先の工場で04年2月に死亡、過労死と認定された日系ブラジル人男性の妻ら遺族3人が人材派遣会社「東陽ワーク」と、派遣先の航空部品製造会社「イフエ工業」を相手取り、慰謝料など約8000万円の損害賠償を求める訴訟を岐阜地裁に起こした。月80時間以上の時間外労働があり、多治見労働基準監督署に労災を認定された。代理人は「偽装請負」状態だったとし、同社にも責任があると主張している。

北海道の炭鉱で働き、じん肺になった患者が国に損害賠償を求めた札幌地裁の訴訟で、4月に提訴した33人のうち9人について、国が和解に応じず「2004年4月筑豊じん肺訴訟最高裁判決で国が加害者と確定し、周知されてから3年以上が経過した」などとして、時効による請求棄却を求める方針であることが分かった。

11/25 山口県下松市の船舶建造・修理会社「新笠戸ドック」で船が爆発し、作業していた5人が市内の病院に搬送され、うち1人は即死。

11/26 京都上労働基準監督署は感電防止の措置などを怠り、7月、国立京都国際会館内で携帯電話のアンテナ設置工事をしていた作業員が感電して死亡したとして労働安全衛生法違反の疑いで、京都市山科区の電気工事会社「KHDTエレクトロニクスサービス」と作業責任者、元請けの電気工事会社「日本コムシス」、現場代理人を書類送検した。

11/27 国発注のトンネル工事でじん肺になった元作業員らがゼネコンに損害賠償を求めたトンネルじん肺訴訟で、全国の患者が新たに一斉提訴した。今回の原告は22道県の患者約150人で、提訴先は計11地裁。訴訟とは別に、作業員の健康を継続的に管理してじん肺を防止し、患者が訴訟なしで補償を受けられる基金の設立を国やゼネコンに求める方針。

岩手労働局二戸労働基準監督署は労働安全衛生法違反の疑いで、福島県いわき市の土木工事会社「常磐ボーリング」と工事責任者の男性を盛岡地検二戸支部に書類送検した。同社と工事責任者は、岩手県久慈市の排水管工事現場で、ボーリング機械が不意に起動しないよう操作レバーにストッパーを付けるなどの予防措置を怠った疑い。

11/30 神戸市灘区の運河沿いの遊歩道で、パイプライン設置工事中のクレーン車が転倒した。アームが運河の対岸に届き、運転していた男性と対岸で作業していた男性の2人が軽傷を負った。

2008年末カンパへの ご協力をお願い

各位におかれましては、労働者・市民の諸権利を守り発展させるべく日夜ご奮闘のことと存じます。深く敬意を表しますとともに、日ごろの私ども関西労働者安全センターへのご支援、ご協力に厚く御礼申し上げます。

労働者に何の責任のない経済の行き詰まり状況の中で、こういうときのためとばかりに労働者の雇用が打ち切られています。人間らしく働き、そして生きる権利がないがしろにされることを断じて許すことはできません。関西労働者安全センターは労働者の命と健康を守り発展させるべく様々な活動を行ってきました。なおいっそう、関係団体、労組と協力してその役割を果たしていかなければならないと考えております。

労働者とその家族の生活と権利を軽視する状況を作り出したのは、新自由主義政策を押し進めた政府・財界にあることは明かであり、その責任者は退場いただき新たな政治が実現されなければなりません。たとえば、石綿問題についてはクボタショック以降、一定の対策が行われてきましたが大きな欠陥を伴ったものでした。その責任は小泉政権以降の自民党、政府にあります。被害者の運動によって12月1日から石綿健康被害救済法の改正法がようやく施行されましたが、労災と労災以外の大きな給付格差はまったく手がつけられていません。今後とも政治動向に注目しながら粘り強く取り組んでいかなければ、これからも増加し続ける被害者を救済していくことはできません。

石綿問題のほかにも、労働者の命と健康をめぐる諸課題が山積しています。厳しい社会経済状況を背景に弱い立場の労働者に矛盾が吹き寄せられ、職場におけるハラスメント、メンタルヘルス問題が深刻化しています。労働強化によるストレスがさまざまな病気、不健康を引き起こしていることに対して、被害者、労働者の立場、現場から解決していくべく、取り組みを進めているところです。

あらゆる労働現場における労災隠しを許さない、建設現場における矜り工などのじん肺をはじめとする健康障害の救済と企業責任の追及を強化する、非正規労働者・外国人の労災・安全衛生問題に地道に取り組む、過重労働による脳・心臓疾患、精神疾患、頸肩腕障害・腰痛など様々な労災被災者の支援を進める、予防を重視し参加型安全衛生活動・労働安全衛生マネジメントシステムの活用など職場環境の改善を図る、こうした様々な取り組みを関係の皆様と共になお一層進めてまいり所存です。

こうした安全センター運動を進めていくためにも、誠に心苦しい限りではありますが、今年末カンパへのご協力を切にお願い申し上げます。

2008年12月

郵便振替口座 00960-7-315742
大阪労働金庫 梅田支店 普通 1340284

関西労働者安全センター運営協議会
議長 浦 功
事務局長 西野方庸